

頁	現行（平成 29 年 4 月修正）	修正案
表紙	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 25px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>熊本県地域防災計画</p> <p>（一般災害対策編）</p> <p>平成 <u>29</u> 年度修正</p> <p>熊本県防災会議</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 25px; padding: 20px; text-align: center;"> <p>熊本県地域防災計画</p> <p>（一般災害対策編）</p> <p>平成 <u>30</u> 年度修正</p> <p>熊本県防災会議</p> </div>
目次	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的..... 1</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針..... 2</p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱..... 3</p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況..... 8</p> <p>第 5 節 熊本県の気象災害の特性 1 2</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 水害・土砂災害予防計画 1 3</p> <p>第 2 節 高潮災害予防計画 2 2</p> <p>第 3 節 建築物等災害予防計画 2 4</p> <p>第 4 節 火災予防計画 2 6</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 1 節 目的.....</p> <p>第 2 節 計画の性格及び基本方針.....</p> <p>第 3 節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....</p> <p>第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況.....</p> <p>第 5 節 熊本県の気象災害の特性.....</p> <p>第 2 章 災害予防計画</p> <p>第 1 節 水害・土砂災害予防計画</p> <p>第 2 節 高潮災害予防計画</p> <p>第 3 節 建築物等災害予防計画</p> <p>第 4 節 火災予防計画</p>

第5節 危険物等災害予防計画	2 9	第5節 危険物等災害予防計画	
第6節 文化財災害予防計画	3 4	第6節 文化財災害予防計画	
第7節 海上災害予防計画	3 6	第7節 海上災害予防計画	
第8節 災害危険地域指定計画	3 8	第8節 災害危険地域指定計画	
第9節 気象観測施設等整備計画	4 0	第9節 気象観測施設等整備計画	
第10節 防災業務施設整備計画	4 1	第10節 防災業務施設整備計画	
第11節 物資・資機材整備・調達計画	4 4	第11節 物資・資機材整備・調達計画	
第12節 災害対策基金等管理計画	4 8	第12節 災害対策基金等管理計画	
第13節 地域防災力強化計画	4 9	第13節 地域防災力強化計画	
第14節 防災知識普及計画	5 2	第14節 防災知識普及計画	
第15節 自主防災組織等育成計画	5 8	第15節 自主防災組織等育成計画	
第16節 防災訓練計画	6 2	第16節 防災訓練計画	
第17節 避難収容計画	6 5	第17節 避難収容計画	
第18節 避難行動要支援者等支援計画	7 1	第18節 避難行動要支援者等支援計画	
第19節 医療保健計画	7 6	第19節 医療保健計画	
第20節 災害ボランティア計画	8 1	第20節 災害ボランティア計画	
第21節 防災関係機関等における業務継続計画	8 4	第21節 防災関係機関等における業務継続計画	
第22節 受援計画	8 5	第22節 受援計画	
(追加)		第23節 公共施設等災害予防計画	
第3章 災害応急対策計画		第3章 災害応急対策計画	
第1節 組織計画	8 6	第1節 組織計画	
第2節 職員配置計画	9 8	第2節 職員配置計画	
第3節 災害警備計画	1 1 5	第3節 災害警備計画	
第4節 応援要請計画	1 1 6	第4節 応援要請計画	
第5節 自衛隊災害派遣要請計画	1 2 1	第5節 自衛隊災害派遣要請計画	

第6節 予警報等伝達計画	1 2 3	第6節 予警報等伝達計画	
第7節 通信施設利用計画	1 3 8	第7節 通信施設利用計画	
第8節 情報収集及び被害報告取扱計画	1 4 2	第8節 情報収集及び被害報告取扱計画	
第9節 広報計画	1 4 8	第9節 広報計画	
第10節 水防計画	1 5 3	第10節 水防計画	
第11節 消防計画	1 5 4	第11節 消防計画	
第12節 避難収容対策計画	1 5 6	第12節 避難収容対策計画	
第13節 災害救助法等の適用計画	1 7 3	第13節 災害救助法等の適用計画	
第14節 救出計画	1 8 1	第14節 救出計画	
第15節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	1 8 4	第15節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画	
第16節 医療救護計画	1 8 6	第16節 医療救護計画	
第17節 食料調達・供給計画	1 9 1	第17節 食料調達・供給計画	
第18節 給水計画	1 9 3	第18節 給水計画	
第19節 生活必需品供給計画	1 9 5	第19節 生活必需品供給計画	
第20節 救援物資要請・受入・配分計画	1 9 7	第20節 救援物資要請・受入・配分計画	
第21節 住宅応急対策計画	1 9 9	第21節 住宅応急対策計画	
第22節 交通規制計画	2 0 1	第22節 交通規制計画	
第23節 輸送計画	2 0 5	第23節 輸送計画	
第24節 緊急通行車両確認計画	2 0 7	第24節 緊急通行車両確認計画	
第25節 民間団体活用計画	2 0 9	第25節 民間団体活用計画	
第26節 労務供給計画	2 1 1	第26節 労務供給計画	
第27節 保健衛生計画	2 1 4	第27節 保健衛生計画	
第28節 災害ボランティア連携計画	2 1 9	第28節 災害ボランティア連携計画	
第29節 廃棄物処理計画	2 2 4	第29節 廃棄物処理計画	
第30節 文教対策計画	2 2 7	第30節 文教対策計画	
第31節 ダム等管理計画	2 2 9	第31節 ダム等管理計画	

第3 2 節	障害物除去計画	2 3 2
第3 3 節	公共施設応急工事計画	2 3 4
第3 4 節	農林水産応急対策計画	2 3 7
第3 5 節	電力施設応急対策計画	2 3 8
第3 6 節	ガス施設応急対策計画	2 4 0
第3 7 節	石油供給計画	2 4 3
第3 8 節	阿蘇火山噴火対策計画	2 4 5
第3 9 節	航空機災害応急対策計画	2 5 6
第4 0 節	海上災害対策計画	2 6 3
第4 1 節	九州自動車道等災害対策計画	2 7 0
第4 2 節	物価安定対策計画	2 7 3

(追加)

第4章 災害復旧・復興計画

第1 節	災害復旧・復興の基本方向	2 7 4
第2 節	公共土木施設災害復旧計画	2 7 5
第3 節	農林水産業施設災害復旧計画	2 7 7
第4 節	その他の災害復旧計画	2 7 9
第5 節	被災農林漁業の経営安定計画	2 8 2
第6 節	被災中小企業振興計画	2 8 3
第7 節	被災者自立支援対策計画	2 8 4
第8 節	海上災害復旧計画	2 8 7
第9 節	復興計画	2 8 8

熊本県特殊災害対策計画

第1章 総則

第3 2 節	障害物除去計画
第3 3 節	公共施設応急工事計画
第3 4 節	農林水産応急対策計画
第3 5 節	電力施設応急対策計画
第3 6 節	ガス施設応急対策計画
第3 7 節	石油供給計画
第3 8 節	阿蘇火山噴火対策計画
第3 9 節	航空機災害応急対策計画
第4 0 節	海上災害対策計画
第4 1 節	九州自動車道等災害対策計画
第4 2 節	物価安定対策計画

第4 3 節 建築物・宅地等応急対策計画

第4章 災害復旧・復興計画

第1 節	災害復旧・復興の基本方向
第2 節	公共土木施設災害復旧計画
第3 節	農林水産業施設災害復旧計画
第4 節	その他の災害復旧計画
第5 節	被災農林漁業の経営安定計画
第6 節	被災中小企業振興計画
第7 節	被災者自立支援対策計画
第8 節	海上災害復旧計画
第9 節	復興計画

熊本県特殊災害対策計画

第1章 総則

第1節 計画の目的	289	第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	289	第2節 計画の性格	
第3節 計画の対象地域とその現況	289	第3節 計画の対象地域とその現況	
第4節 災害の想定	290	第4節 災害の想定	
第5節 災害の区分	290	第5節 災害の区分	
第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱		第2章 防災関係機関及び企業等の処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節 防災関係機関	291	第1節 防災関係機関	
第2節 企業等	293	第2節 企業等	
第3章 防災組織の確立		第3章 防災組織の確立	
第1節 組織の整備	294	第1節 組織の整備	
第2節 連絡協議会の設置	294	第2節 連絡協議会の設置	
第3節 応援協力体制の確立	294	第3節 応援協力体制の確立	
第4章 災害予防対策計画		第4章 災害予防対策計画	
第1節 防災用設備、資機材の整備・備蓄等	296	第1節 防災用設備、資機材の整備・備蓄等	
第2節 防災訓練の実施	296	第2節 防災訓練の実施	
第3節 危険物等の保安	296	第3節 危険物等の保安	
第5章 災害応急対策計画		第5章 災害応急対策計画	
第1節 情報の収集伝達	297	第1節 情報の収集伝達	
第2節 組織動員計画	299	第2節 組織動員計画	
第3節 陸上災害の場合の各種応急措置	306	第3節 陸上災害の場合の各種応急措置	
第4節 海上災害の場合の各種応急措置	311	第4節 海上災害の場合の各種応急措置	
第6章 企業の自主防衛計画	314	第6章 企業の自主防衛計画	
熊本県原子力災害対策計画		熊本県原子力災害対策計画	
第1章 総則		第1章 総則	
第1節 計画の背景	315	第1節 計画の背景	

第2節 計画の目的	3 1 5	第2節 計画の目的	
第3節 計画の性格	3 1 5	第3節 計画の性格	
第4節 計画の見直し	3 1 5	第4節 計画の見直し	
第2章 防災活動体制		第2章 防災活動体制	
第1節 対策本部等の体制	3 1 6	第1節 対策本部等の体制	
第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保	3 1 7	第2節 原子力防災等に係る専門職員等の確保	
第3章 災害予防計画		第3章 災害予防計画	
第1節 情報の収集・連絡体制の整備	3 1 8	第1節 情報の収集・連絡体制の整備	
第2節 屋内退避等に係る体制の整備	3 1 8	第2節 屋内退避等に係る体制の整備	
第3節 広域的連携体制の整備	3 1 8	第3節 広域的連携体制の整備	
第4節 モニタリング体制の整備	3 1 8	第4節 モニタリング体制の整備	
第5節 健康相談及び医療体制の整備	3 1 9	第5節 健康相談及び医療体制の整備	
第6節 住民等への知識の普及、啓発	3 1 9	第6節 住民等への知識の普及、啓発	
第7節 防護資機材の確保	3 1 9	第7節 防護資機材の確保	
第8節 防災訓練の実施	3 1 9	第8節 防災訓練の実施	
第4章 災害応急対策計画		第4章 災害応急対策計画	
第1節 組織体制の確立	3 2 0	第1節 組織体制の確立	
第2節 情報の収集	3 2 0	第2節 情報の収集	
第3節 情報の連絡	3 2 0	第3節 情報の連絡	
第4節 住民避難等の防護活動	3 2 1	第4節 住民避難等の防護活動	
第5節 緊急時環境放射線モニタリングの実施	3 2 1	第5節 緊急時環境放射線モニタリングの実施	
第6節 健康相談及び医療の実施	3 2 2	第6節 健康相談及び医療の実施	
第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	3 2 2	第7節 飲料水、飲食物の摂取制限等	
第8節 広域的連携	3 2 2	第8節 広域的連携	
第5章 災害復旧対策計画		第5章 災害復旧対策計画	
第1節 環境放射線モニタリングの実施	3 2 3	第1節 環境放射線モニタリングの実施	

第2節	風評被害等の影響軽減	3 2 3
第3節	住民健康相談	3 2 3
第4節	放射性物質による汚染の除去等	3 2 3
第5節	支援措置その他	3 2 3

参 考 (「参考」の項数は平成27年度のもの)

熊本県防災会議条例	2 9 3
熊本県防災会議運営要領	2 9 5
熊本県災害対策本部条例	2 9 7
熊本県災害対策本部規程	2 9 8
熊本県災害警戒本部規程	3 0 2
災害応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	3 0 4
災害時における放送要請に関する協定	3 0 5
九州・山口9県災害時応援協定	3 0 6
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定	3 0 8
熊本県市町村災害時相互応援に関する協定実施細目	3 1 0
市町村及び消防機関における相互応援協定	3 1 2
熊本県ヘリコプター運用調整会議規約	3 1 4
大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領	3 1 7
災害時の医療救護に関する協定書	3 2 0
災害時の医療救護に関する協定実施細目	3 2 3
日本赤十字社熊本県支部災害派遣要領	3 2 5
日本赤十字社熊本県支部出動基準	3 2 7
日本赤十字社熊本県支部救護班派遣要領及び編成基準	3 2 8

第2節	風評被害等の影響軽減
第3節	住民健康相談
第4節	放射性物質による汚染の除去等
第5節	支援措置その他

(「資料編」へ移行)

災害救助法に基づく業務委託契約書 3 3 0
 災害時応援協定等一覧 3 3 2
 熊本県防災会議委員名簿 3 3 7
 熊本県防災会議幹事名簿 3 3 9

第1章 総則

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

2. 処理すべき事務又は業務

機関名		事務又は業務	
7	公益社団法人熊本 県薬剤師会	1	災害時における薬剤師活動や医薬 品供給

第4節 熊本県の災害要因と被害状況

1. 災害要因

(略)

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が 発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)	7.2程度以上	Xランク 1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク 1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ 0% ~ 16%

7

9

第1章 総則

第3節 関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

2. 処理すべき事務又は業務

機関名		事務又は業務	
	公益社団法人熊本 県薬剤師会	1	災害時における薬剤師活動や医薬 品等供給

第4節 熊本県の災害要因と被害状況

1. 災害要因

(略)

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が 発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸 区間)	7.2程度以上	Xランク 1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク 1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク	ほぼ 0% ~ 16%

日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S *ランク	ほぼ 0% ~6%	日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S *ランク	ほぼ 0% ~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)	6.8 程度	Xランク 1	不明	日奈久断層帯 (高野-白旗区 間)	6.8 程度	Xランク 1	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ 0.04% ~0.09%	緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ 0.04% ~0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A *ランク	ほぼ 0% ~1%	出水断層帯	7.0 程度	A *ランク	ほぼ 0% ~1%
人吉盆地南縁断 層帯	7.1 程度	A *ランク	1%以下	人吉盆地南縁断 層帯	7.1 程度	A *ランク	1%以下
<u>別府-万年山断層 帯(別府湾-日出生 断層帯/東部)</u>	<u>7.6 程度</u>	<u>Zランク</u>	<u>ほぼ 0%</u>	<u>万年山-崩平山 断層帯</u>	<u>7.3 程度</u>	<u>Zランク</u>	<u>0.003%以下</u>
<u>別府-万年山断層 帯(別府湾-日出生 断層帯/西部)</u>	<u>7.3程度</u>	<u>Zランク</u>	<u>ほぼ 0%</u> <u>~0.05%</u>				
<u>別府-万年山断層 帯(大分平野-由布 院断層帯/東部)</u>	<u>7.2 程度</u>	<u>S *ランク</u>	<u>0.04%</u> <u>~4%</u>				
<u>別府-万年山断層 帯(大分平野-由布 院断層帯/西部)</u>	<u>6.7 程度</u>	<u>Sランク</u>	<u>2%~4%</u>				
<u>別府-万年山断層 帯(野稻岳-万年山 断層帯)</u>	<u>7.3 程度</u>	<u>A *ランク</u>	<u>ほぼ 0%</u> <u>~3%</u> <u>(最大2.6%)</u>				

	<u>別府-万年山断層帯(崩平山-亀石山断層帯)</u>	<u>7.4 程度</u>	<u>Zランク</u>	<u>ほぼ 0%</u>	
10	<p>(略)</p> <p>[出典：主要活断層の長期評価結果一覧(<u>2017年1月1日</u>での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]</p>				<p>(略)</p> <p>[出典：主要活断層の長期評価結果一覧(<u>2018年1月1日</u>での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]</p>
11	<p>2. 被害状況</p> <p>(略)</p> <p>地震による被害は、明治22年金峰山付近を震源とした地震により、死者20名、負傷者52名の人的被害が発生している。また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野 白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者<u>224</u>名、重軽傷者<u>2,677</u>名が発生したほか、住家被害は全壊<u>8,667</u>棟、半壊<u>33,585</u>棟にのぼる。(平成<u>29</u>年<u>4</u>月<u>3</u>日時点)</p>				<p>2. 被害状況</p> <p>(略)</p> <p>地震による被害は、明治22年金峰山付近を震源とした地震により、死者20名、負傷者52名の人的被害が発生している。また、平成28年には、4月14日に日奈久断層帯(高野 白旗区間)、同月16日に布田川断層帯(布田川区間)の活動による「平成28年熊本地震」が発生した。同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生し、死者<u>264</u>名、重軽傷者<u>2,729</u>名が発生したほか、住家被害は全壊<u>8,663</u>棟、半壊<u>34,498</u>棟にのぼる。(平成<u>30</u>年<u>4</u>月<u>13</u>日時点)</p>

頁	現行(平成29年4月修正)	修正案
13	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害・土砂災害予防計画(県知事公室、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局)</p> <p>1. 治山対策(県農林水産部、九州森林管理局)</p> <p>(1) 山地災害の原因と対策</p> <p>(略)</p> <p>本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、<u>平成27年3月現在4,429箇所</u>ある。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 水害・土砂災害予防計画(県知事公室、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村、九州森林管理局、九州地方整備局)</p> <p>1. 治山対策(県農林水産部、九州森林管理局)</p> <p>(1) 山地災害の原因と対策</p> <p>(略)</p> <p>本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、<u>平成30年3月現在2,974箇所</u>ある。</p> <p>(略)</p>
14	<p>2. 土砂災害対策(九州地方整備局、県知事公室、県企画振興部、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村)</p> <p>(1) 土石流対策(九州地方整備局、県土木部、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、<u>1,873箇所、11,796ha</u>を砂防指定地に指定し(<u>平成28年12月31日現在</u>) (略)</p> <p>)警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で<u>あって</u>、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における<u>当該施設</u>を利用して</p>	<p>2. 土砂災害対策(九州地方整備局、県知事公室、県企画振興部、県商工観光労働部、県農林水産部、県土木部、市町村)</p> <p>(1) 土石流対策(九州地方整備局、県土木部、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>県においては、土石流危険渓流等に対して、砂防法に基づき渓流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して、<u>1,889箇所、11,823ha</u>を砂防指定地に指定し(<u>平成29年12月31日現在</u>) (略)</p> <p>)警戒区域内に<u>要配慮者利用施設</u>(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を<u>いう。以下同じ。)</u>(急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合</p>

<p>15</p> <p>16</p> <p>17</p>	<p>る者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの<u>施設</u>の名称及び所在地（略）</p> <p>(2) 地すべり防止対策（県農林水産部、県土木部、県知事公室、市町村）</p> <p>ア 山地地すべり対策（県農林水産部）</p> <p><u>平成 7、8 年度に実施した山地災害危険地区の調査結果及びその後の調査結果</u>により、現在まで判明した地すべり危険箇所は 15 箇所、このうち「地すべり等防止法」に基づき指定を受けたもの 10 箇所について、重点的に地すべり防止対策を実施し、<u>現在までに 9 箇所が概成している、残り 6 箇所</u>についても現地の状況を判断しながら、地すべり防止対策を推進する。</p> <p>イ 砂防地すべり対策（県土木部、市町村）</p> <p>このうち「地すべり等防止法」に基き、地すべり防止区域の指定を受けたものは、<u>87 地区、1,516ha</u>である。</p> <p>地すべり防止区域<u>87地区</u>のうち地すべり活動が顕著な（後略）</p> <p>）警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における<u>当該施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、<u>これらの施設</u>の名称及び所在地（後略）</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（県土木部、市町村）（略）</p> <p>県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊によ</p>	<p>に<u>その利用者</u>の円滑かつ迅速な避難の確保が<u>必要なものに限る。</u>）がある場合にあっては、<u>当該要配慮者利用施設</u>の名称及び所在地（略）</p> <p>(2) 地すべり防止対策（県農林水産部、県土木部、県知事公室、市町村）</p> <p>ア 山地地すべり対策（県農林水産部）</p> <p><u>平成 29 年度に実施した山地災害危険地区の再点検調査結果</u>により、現在まで判明した地すべり危険箇所は 15 箇所、このうち「地すべり等防止法」に基づき指定を受けたもの 10 箇所について、重点的に地すべり防止対策を実施し、<u>残り 5 箇所</u>についても現地の状況を判断しながら、地すべり防止対策を推進する。</p> <p>イ 砂防地すべり対策（県土木部、市町村）</p> <p>このうち「地すべり等防止法」に基き、地すべり防止区域の指定を受けたものは、<u>88 地区、1,534ha（平成 29 年 12 月 31 日現在）</u>である。</p> <p>地すべり防止区域のうち地すべり活動が顕著な（後略）</p> <p>）警戒区域内に<u>要配慮者利用施設</u>（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に<u>その利用者</u>の円滑かつ迅速な避難の確保が<u>必要なものに限る。</u>）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地（後略）</p> <p>(4) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策（県土木部、市町村）（略）</p> <p>県では、急傾斜地崩壊危険箇所等に対して、「急傾斜地の崩壊によ</p>
-------------------------------	---	--

20	<p>る災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>平成23年3月末現在961箇所指定</u>）区域内における行為の制限、（後略）</p> <p>）警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における<u>当該施設</u>を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、<u>これらの施設</u>の名称及び所在地（後略）</p> <p>3．治水対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>（略）</p> <p>県ではこれらの災害から県民の生命財産を守るため、河川の規模、危険度に応じて、社会資本総合整備計画等に沿って、治水事業として広域河川改修事業（<u>6河川</u>）、総合流域防災事業（<u>7河川</u>）、情報基盤整備事業等を実施している。</p> <p>(3) 水防法に基づく対応</p> <p>国及び県は（中略）洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）の指定を<u>推進し</u>、水害による被害軽減の支援を<u>行っている</u>。</p>	<p>る災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>平成29年12月31日現在1,011箇所指定</u>）、区域内における行為の制限、（後略）</p> <p>）警戒区域内に<u>要配慮者利用施設</u>（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に<u>その利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が重要なものに限る。</u>）がある場合にあつては、当該要配慮者施設の名称及び所在地（後略）</p> <p>3．治水対策（九州地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>（略）</p> <p>県ではこれらの災害から県民の生命財産を守るため、河川の規模、危険度に応じて、社会資本総合整備計画等に沿って、治水事業として広域河川改修事業、総合流域防災事業、情報基盤整備事業等を実施している。</p> <p>(3) 水防法に基づく対応</p> <p>国及び県は（中略）洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域）の指定を<u>推進するとともに、大規模氾濫減災協議会を設置し</u>、水害による被害軽減の支援を<u>行うこととしている</u>。</p> <p><u>また、県は、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない「その他の河川」についても、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ浸水想定情報を提供しよう努めるとともに、市町村が行う浸水被害軽減地区の指</u></p>
----	--	--

<p>23</p>	<p>また、市町村は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。</p> <p>（略）</p> <p>なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものと<u>する</u>。</p> <p>（追加）</p> <p>第2節 高潮災害予防計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>定などに対し助言等を行うこととする。</u></p> <p>また、市町村は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。</p> <p>（略）</p> <p>なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものと<u>し、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。</u></p> <p>8．土地利用の適正化（県土木部、市町村）</p> <p><u>平成24年7月の熊本広域大水害や平成29年7月の九州北部豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。</u></p> <p>第2節 高潮災害予防計画（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関）</p> <p>5．土地利用の適正化（県土木部、県農林水産部、県知事公室、市町、関係機関）</p> <p><u>平成11年の台風18号による溢水、堤防決壊など、高潮による大規模な災害が発生していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。</u></p>
-----------	---	---

38	<p>第8節 災害危険地域指定計画（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>2．災害危険地域の現況（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>(3) 土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害危険箇所は、土砂災害情報マップ（県ホームページ）に示す土石流危険溪流、地すべり危険箇所（山地、農地を除く）、急傾斜地崩壊危険箇所である。</p> <p>（略）</p>	<p>第8節 災害危険地域指定計画（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>2．災害危険地域の現況（県土木部、県農林水産部、九州地方整備局、市町村）</p> <p>(3) 土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）の発生により危険と思われる土砂災害危険箇所は、土砂災害情報マップ（県ホームページ）に示す土石流危険溪流、地すべり危険箇所（山地、農地を除く）、急傾斜地崩壊危険箇所である。</p> <p>（略）</p>
40	<p>第9節 気象観測施設等整備計画（熊本地方气象台、各防災関係機関）</p> <p>2．気象観測施設等の整備</p> <p>(1) 熊本地方气象台</p> <p>熊本地方气象台は、集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、次により万全を期している。</p> <p>ア 熊本地方气象台では、次に示す観測施設の気象観測データと、解析雨量、降水短時間予報等により、台風・集中豪雨等の異常気象の監視を行い、きめ細やかな防災気象情報（警報、注意報、情報など）の的確、迅速な提供を行うことに努めている。</p> <p>（ア）気象官署</p> <p>熊本地方气象台に地上気象観測装置を設置</p> <p>（イ）特別地域気象観測所</p> <p>阿蘇山・人吉・牛深の3か所に地上気象観測装置を設置し、熊本地方气象台で遠隔監視を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>第9節 気象観測施設等整備計画（熊本地方气象台、各防災関係機関）</p> <p>2．気象観測施設等の整備</p> <p>(1) 熊本地方气象台</p> <p>熊本地方气象台は、集中豪雨等の異常気象を監視し、その状況を把握するため、次により万全を期している。</p> <p>ア 熊本地方气象台では、次に示す観測施設の気象観測データと、解析雨量、降水短時間予報等により、台風・集中豪雨等の異常気象の監視を行い、きめ細やかな防災気象情報（警報、注意報、情報など）の的確、迅速な提供を行うことに努めている。</p> <p>（ア）気象官署</p> <p>熊本地方气象台に地上気象観測装置を設置</p> <p>（イ）特別地域気象観測所</p> <p>人吉・牛深の2か所に地上気象観測装置を設置し、熊本地方气象台で遠隔監視を行う。</p> <p>（略）</p>

42	<p>第9節 防災業務施設整備計画（関係機関）</p> <p>4．通信設備（関係機関）</p> <p>防災情報ネットワークシステムは、熊本県情報ギガハイウェイを利用して、県庁、地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関との間にネットワーク回線を設置し、防災行政無線施設と相互に補完することにより災害時の情報通信体制の確保を図っている。</p>	<p>第9節 防災業務施設整備計画（関係機関）</p> <p>4．通信設備（関係機関）</p> <p>防災情報ネットワークシステムは、熊本県情報ギガハイウェイを利用して、県庁、<u>広域本部</u>・地域振興局、市町村、消防本部及び防災関係機関との間にネットワーク回線を設置し、防災行政無線施設と相互に補完することにより災害時の情報通信体制の確保を図っている。</p>
44	<p>第11節 物資・資機材整備・調達計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部、県農林水産部、農林水産省（政策統括官）、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関）</p> <p>2．食料・生活必需品に関する供給方針（県知事公室、関係各部）</p> <p>(1) 供給方針</p> <p>県は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）や市町村及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料・生活必需品の確保に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第11節 物資・資機材整備・調達計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工観光労働部、県農林水産部、農林水産省（政策統括官）、日本赤十字社熊本県支部、九州森林管理局、関係機関）</p> <p>2．食料・生活必需品に関する供給方針（県知事公室、関係各部）</p> <p>(1) 供給方針</p> <p>県は、大規模災害発生時に食料・生活必需品の供給を確保するため、現在の備蓄のほか、流通備蓄（小売業者等との供給協定の締結）や市町村及び日赤熊本県支部の備蓄等を活用するなど調達先の多重化を行い、食料（<u>アレルギー対応食品、介護食品等を含む。</u>）・生活必需品の確保に努めるものとする。</p> <p>（略）</p>
52	<p>第14節 防災知識普及計画（県知事公室、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>1．計画の方針</p> <p>（略）</p> <p>なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行</p>	<p>第14節 防災知識普及計画（県知事公室、<u>県総務部</u>、県健康福祉部、県土木部、県教育庁、市町村、関係機関）</p> <p>1．計画の方針</p> <p>（略）</p> <p>なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、<u>、</u></p>

<p>54</p> <p>55</p>	<p>うものとする。 (略)</p> <p>3. 住民に対する防災知識の普及(県知事公室、県健康福祉部、県警察本部、市町村、関係機関)</p> <p>(2) 普及の方法</p> <p>防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。</p> <p>ア 社会教育を通じての普及</p> <p>幼年消防クラブ、少年消防クラブ、<u>婦人(女性)防火クラブ等の活動</u>、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、<u>幼年消防大会等</u>の機会を活用する。</p> <p>4. 学校教育における防災知識の普及(県教育庁、県知事公室、県総務部)</p> <p>(2) 指導者に対する防災知識の普及</p> <p>研修会等を通じて指導者の資質向上を図るものとする。</p> <p>5. 防災上重要な施設の管理者等の指導(関係機関)</p> <p>県・市町村及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に地震・津波災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導</p>	<p><u>計画的かつ継続的</u>に行うものとする。 (略)</p> <p>3. 住民に対する防災知識の普及(県知事公室、<u>県総務部</u>、県健康福祉部、県警察本部、市町村、関係機関)</p> <p>(2) 普及の方法</p> <p>防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。</p> <p>ア 社会教育を通じての普及</p> <p>幼年消防クラブ、少年消防クラブ、<u>婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、防災士会</u>、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の<u>活動や</u>会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。</p> <p>4. 学校教育における防災知識の普及(県教育庁、県知事公室、県総務部)</p> <p>(2) 指導者に対する防災知識の普及</p> <p>研修会等を通じて指導者の資質向上を図るものとする。 <u>また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、県内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。</u></p> <p>5. 防災上重要な施設の管理者等の指導(関係機関)</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、防災上重要な施設、<u>大規模集客施設等</u>の管理者に対し、次の内容を中心に地震・津波災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、</p>
---------------------	---	---

<p>56</p>	<p>等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。(略)</p> <p>6. 事業所の防災対策の促進(県知事公室、県商工観光労働部、関係機関)</p> <p>(2) 事業所に対する事業継続計画(BCP)策定支援</p> <p>県、市町村及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画(BCP)の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント(BCM)の構築を支援する。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。(略)</p> <p>6. 事業所の防災対策の促進(県知事公室、<u>県健康福祉部</u>、県商工観光労働部、関係機関)</p> <p>(2) 事業所に対する事業継続計画(BCP)策定支援</p> <p>県、市町村及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるように事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画(BCP)の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント(BCM)の構築を支援する。</p> <p><u>また、県は、国等と連携して、事業所における事業継続計画(BCP)の策定を支援する人材の育成を図るものとする。</u></p> <p><u>(4) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認</u></p> <p><u>県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>
<p>57</p>	<p>10. 災害記録の保存と災害の教訓の<u>伝承</u>(県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)</p> <p>(前略)</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>(追加)</p>	<p>10. 災害記録の保存と災害の教訓の<u>伝承等</u>(県知事公室、県教育庁、市町村、関係機関)</p> <p>(前略)</p> <p>また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p><u>さらに、県は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏まえて、各種計</u></p>

	<p>なお、<u>収集した資料等</u>は、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。</p> <p>59 第15節 自主防災組織等育成計画（県知事公室、市町村、関係機関等） 2．地域住民等の自主防災組織 (2) 組織づくり 既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。 (略) エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。</p> <p>62 第16節 防災訓練計画（県知事公室、県総務部、県教育庁、市町村、関係機関） 1．総合防災訓練 (1) 目的 災害発生時には、家屋倒壊や<u>ガケ</u>崩れ、増水による孤立等からの救出、救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。 (略)</p> <p>65 第17節 避難収容計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、</p>	<p><u>画やマニュアルの見直し等を行うものとする。</u></p> <p>なお、<u>収集・作成した資料・計画等</u>は、県内のみならず全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。</p> <p>第15節 自主防災組織等育成計画（県知事公室、市町村、関係機関等） 2．地域住民等の自主防災組織 (2) 組織づくり 既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大<u>や防災士等の活用</u>に努めるものとする。 (略) エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、<u>防災士等の</u>自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。</p> <p>第16節 防災訓練計画（県知事公室、県総務部、県教育庁、市町村、関係機関） 1．総合防災訓練 (1) 目的 災害発生時には、家屋倒壊や<u>がけ</u>崩れ、増水による孤立等からの救出、救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。 (略)</p> <p>第17節 避難収容計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、</p>
--	--	--

<p>県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村)</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定(県土木部、県知事公室、市町村)</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(県知事公室、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>県農林水産部</u>、県土木部、県教育庁、県警察本部、市町村)</p> <p>1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定(県土木部、県知事公室、<u>県農林水産部</u>、市町村)</p> <p>(1) 緊急避難場所及び避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定(県知事公室、市町村)</p> <p>(略)</p> <p>指定緊急避難場所については、市町村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。</p> <p><u>なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(平成29年3月)を参考とするものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 都市農地の避難場所等への活用(市町村)</u></p> <p><u>市町村は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。</u></p>
<p>69 7. 応急仮設住宅建設予定場所の選定(県健康福祉部、県土木部、市町村)</p> <p>市町村は、<u>周辺</u>の医療機関、学校、商店及び交通機関などの<u>場所</u>を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住</p>	<p>7. 応急仮設住宅建設予定場所の選定(県健康福祉部、県土木部、市町村)</p> <p>市町村は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの<u>周辺の状況</u>や<u>災害発生のリスク等</u>を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急仮設住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時</p>

<p>宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。</p> <p>8．帰宅困難者対策（県知事公室、市町村）</p> <p>(5) 安否確認の支援</p> <p>県、市町村は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための<u>システム</u>（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板<u>サービス等</u>）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。</p> <p>71 第18節 避難行動要支援者等支援計画（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>1．避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(3) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等</p> <p>市町村は、災害の発生<u>に</u>備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市町村地域防災計画に<u>定めた</u>消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。</p> <p>73 (5) 福祉避難所を含めた避難所の確保（略）</p> <p>県は、県全体の福祉避難所の指定状況の把握調整を行い、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。</p> <p>また、県は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等と災害時における宿泊施設等の提供に</p>	<p>に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。</p> <p>8．帰宅困難者対策（県知事公室、市町村）</p> <p>(5) 安否確認の支援</p> <p>県、市町村は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための<u>手段</u>（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（<u>web 171</u>）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。</p> <p>第18節 避難行動要支援者等支援計画（県知事公室、県健康福祉部、市町村）</p> <p>1．避難行動要支援者等支援体制の整備</p> <p>(3) 避難支援関係者等への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等</p> <p>市町村は、災害の発生<u>に</u>備え、避難支援等の実施に必要な限度で、市町村地域防災計画の<u>定めるところにより</u>、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、<u>又は市町村条例の定めにより</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。</p> <p>(5) 福祉避難所を含めた避難所の確保（略）</p> <p>県は、県全体の福祉避難所の指定状況の把握調整を行い、福祉避難所の人員確保を図るため、<u>関係団体との連携に努めるものとする。</u></p> <p>また、県は、要配慮者の避難に対する支援を円滑に実施するため、あらかじめ、旅館、ホテル等と<u>の</u>災害時における宿泊施設等の提供</p>
--	---

<p>76</p>	<p>関する協定を締結する<u>など、市町村</u>と連携して必要な取組みを行うものとする。</p> <p>第19節 医療保健計画（県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学医学部附属病院等）</p> <p>1．医療施設の安全性の確保</p> <p><u>(1) 県及び市町村は、医療施設に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じて指導、助言を行う。</u></p> <p><u>ア 医療施設における耐震性その他安全性を確保すること。</u></p> <p><u>イ 医療施設の職員に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。</u></p> <p><u>ウ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。</u></p> <p><u>エ 医療施設の入院患者の避難路の確保と周知を行うこと。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2．災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(1) 体制整備の基本的考え方</p> <p>ウ 県は、熊本県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を拡充強化するとともに医療機関の登録促進を図り、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。（追加）</p>	<p>に関する協定の締結<u>や、宿泊施設提供事業マニュアルの作成など、関係団体</u>と連携して必要な取組みを行うものとする。</p> <p>第19節 医療保健計画（県健康福祉部、市町村、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、熊本大学医学部附属病院等）</p> <p>1．医療施設の安全性の確保</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>2．災害時における医療救護体制の整備</p> <p>(1) 体制整備の基本的考え方</p> <p>ウ 県は、熊本県広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を拡充強化するとともに医療機関の登録促進を図り、災害時における情報の収集及び連絡体制の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。<u>また、県、市町村及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。</u></p>
-----------	--	---

77	<p>(2) 医療救護体制の整備</p> <p>サ 県は、協定を締結したD P A Tの中で、発災<u>当日から遅くとも7.2時間以内</u>に、県外の被災地域においても活動ができるD P A Tを国へ先遣隊として登録し、国又は県が実施する研修や訓練に参加させるものとする。</p>	<p>(2) 医療救護体制の整備</p> <p>サ 県は、協定を締結したD P A Tの中で、発災<u>からおおむね4.8時間以内</u>に、県外の被災地域においても活動ができるD P A Tを国へ先遣隊として登録し、国又は県が実施する研修や訓練に参加させるものとする。</p>
79	<p>5. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策</p> <p>(3) 県は、災害時の<u>医療品</u>等確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。</p>	<p>5. 災害時における医薬品、医療機器、歯科用品等（以下「医薬品等」という。）の安定供給の確保対策</p> <p>(3) 県は、災害時の<u>医薬品等</u>の確保のための中長期的対策として、医薬品等供給団体及び医療機関等の協力を得て、医薬品等の安定確保に努めるものとする。</p>
80	<p>7. 防疫体制の整備</p> <p>(4) <u>近隣県</u>との応援体制</p> <p>県は、あらかじめ災害時における近隣県との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>8. 個別疾患等に対する医療の確保</p> <p>(2) 妊婦、新生児</p> <p>県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の<u>受入状況の把握</u>に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>7. 防疫体制の整備</p> <p>(4) <u>近隣県等</u>との応援体制</p> <p>県は、あらかじめ災害時における近隣<u>県や関係団体</u>との防疫体制に関する応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>8. 個別疾患等に対する医療の確保</p> <p>(2) 妊婦、新生児</p> <p>県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、<u>災害時の医療機関における受入体制の確保</u>に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
82	<p>第20節 災害ボランティア計画（県関係各部、関係機関）</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備</p> <p>市町村社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われ</p>	<p>第20節 災害ボランティア計画（県関係各部、関係機関）</p> <p>3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備</p> <p><u>N P O等のボランティア団体ネットワーク、県社協及び市町村社協</u></p>

<p>83</p>	<p>るよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 養成と登録</p> <p>NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政棟への情報提供に努めるものとする。</p> <p>また、県社協及び市町村社協は、県や市町村の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質向上に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度 (平成28年12月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>砂防ボランティア登録制度</td> <td>登録者数</td> <td>139名</td> </tr> </table> <p>(追加)</p>	砂防ボランティア登録制度	登録者数	139名	<p>は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。</p> <p>(1) 養成と登録</p> <p>NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政棟への情報提供に努めるものとする。</p> <p>また、県社協及び市町村社協は、県や市町村の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質向上に努める。</p> <p><u>県社協や市町村社協は、県や市町村と連携を図り、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>[参考] 県による専門ボランティア登録制度 (平成29年12月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>砂防ボランティア登録制度</td> <td>登録者数</td> <td>151名</td> </tr> </table> <p><u>第23節 公共施設等災害予防計画(県土木部、県農林水産部、県企業局、県健康福祉部、県警察本部、県教育庁、県総務部、九州地方整備局、市町村)</u></p> <p><u>生活に密着した公共施設等が被災した場合、県民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいため、</u></p>	砂防ボランティア登録制度	登録者数	151名
砂防ボランティア登録制度	登録者数	139名						
砂防ボランティア登録制度	登録者数	151名						

		<p><u>施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。</u></p> <p><u>また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県、市町村、関係機関における共有を図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>1. 道路・橋梁（県土木部、九州地方整備局）</u></p> <p><u>道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、道路管理者は、日頃から危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。</u></p> <p><u>(1) 道路</u></p> <p><u>法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施するとともに、幹線道路の整備を促進して、道路網の多重化（リダンダンシー）を図るものとする。</u></p> <p><u>特に、緊急輸送道路等については、災害に強い舗装の整備や道路に存する電線類について可能な限り地中化に努めるとともに、必要な耐震対策や適正な維持管理・更新を行う。</u></p> <p><u>(2) 橋梁</u></p> <p><u>災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、緊急輸送道路等にある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書(耐震基</u></p>
--	--	--

		<p><u>準)に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。</u></p> <p><u>地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、下部工や基礎工の補強を図る。</u></p> <p><u>(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備計画</u></p> <p><u>道路交通の確保は、災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、応急対策活動を実施する上で重要であり、発災直後から生じる緊急輸送を円滑かつ確実に実施するためには、道路の耐震性及び道路沿い建築物の耐震化を確保することが必要である。このため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、併せて地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五カ年計画を策定し、計画的な道路の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>また、緊急輸送道路ネットワーク計画については、社会情勢その他の変化に応じ、適宜見直しを行うものとする。</u></p> <p><u>2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港(県土木部、県農林水産部、九州地方整備局)</u></p> <p><u>(1) 河川</u></p> <p><u>河川管理者は、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物の耐震化を次のとおり行うものとする。</u></p> <p><u>ア 堤防</u></p> <p><u>(ア) 二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。</u></p> <p><u>(イ) その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う</u></p>
--	--	---

		<p><u>際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。</u></p> <p><u>(2) 砂防</u></p> <p><u>砂防えん堤においては、「河川砂防技術基準」に基づき、えん堤規模が大きいものについて、耐震対策を実施する。</u></p> <p><u>(3) 空港</u></p> <p><u>空港においては、災害発生時の救急・救命活動等の拠点機能及び緊急物資・人員等の輸送の受入れなど、災害復旧支援機能を果たしていくための整備を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、阿蘇くまもと空港においては、熊本地震で被災した空港ターミナルビルの復興に当たり、県は、空港の運営事業者に対し、耐震性を強化し、大規模災害時の広域防災拠点として整備するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>(4) 港湾</u></p> <p><u>港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の際の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、地震に耐えられるよう整備するものとする。</u></p> <p><u>また、熊本港、八代港、本渡港については、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。</u></p> <p><u>さらに、本県の港湾は、軟弱地盤上に築造されているものが多いため、適宜液状化の可能性の点検を行うとともに、必要に応じて対策を進めるものとする。</u></p> <p><u>(5) 海岸</u></p> <p><u>海岸の保全是、県民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、</u></p>
--	--	---

今後の施設整備に当たっては、耐震点検の結果を基に、危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行うものとする。

(6) 漁港

漁港施設は、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。

海岸保全施設等の整備に当たっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。

3. 下水道(県土木部、市町村)

下水道の機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、下水道管理者は、発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

(1) 対象施設

ア 管きよ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きよの重要度や地盤条件等を勘案した上で、適切な管種や可とう継手等の材料を選択し、耐災性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるもの

とする。

イ 処理場、ポンプ場

基本的な考え方として、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査を実施するものとし、地震の側方流動を考慮し、鋼管杭、連続地中壁等側方流動の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。配管類の継手は、液状化に伴う沈下量を考慮した伸縮継手を用いることとする。

(2) システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐災性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 既存施設の耐震診断と補強

既存施設については、優先度を考慮して耐震診断を行い、適切な補強を行うものとする。

(4) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。県内外からの応援職員を受け入れる防災拠点として、県が管理する流域下水道処理場（熊本北部、八代北部、球磨川上流）を位置付け、施設の災害対策等整備を順次進めるもの

		<p><u>とする。</u></p> <p><u>4．公営企業関係施設（県企業局）</u></p> <p><u>公営企業関係施設の防災については、熊本県企業局防災計画や関係法令等に基づき、施設の維持管理、改良を行うとともに、計画的に巡視点検を実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 電気事業関係施設</u></p> <p><u>ア ダム</u></p> <p><u>ダムについては、ダム設計基準等に基づいて耐震設計がなされているが、電気事業法や河川法に基づく漏水等の定期点検を計画的に実施していくことで、保安管理に万全を期するものとする。</u></p> <p><u>なお、災害時におけるダムや水門施設の点検監視は、第3章第31節「ダム等管理計画」によるものとする。</u></p> <p><u>イ 発電等施設</u></p> <p><u>県営発電所の施設は電気事業法による技術基準に基づいて耐震設計がなされているが、電気事業法に基づく保安点検を計画的に実施し、また施設ごとに十分な検討と分析を行い、保安管理に万全を期するものとする。</u></p> <p><u>(2) 工業用水道関係施設</u></p> <p><u>ア ダム</u></p> <p><u>電気事業関係施設と同様である。</u></p> <p><u>イ 工業用水道施設</u></p> <p><u>県企業局では3つの工業用水道を経営しており、臨海工業地帯等に立地する企業に対して工業用水を供給するとともに、取水や導水施設等を水道事業と共有し管理している。</u></p> <p><u>工業用水道施設は、土木・建築構造物、管路及び電気・機械設備</u></p>
--	--	--

		<p><u>関係に大別されるが、管路が災害による被害を受けた場合の周辺住民に与える影響を考慮し、施設の巡視点検及び防災化を計画的に実施し、耐震性の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 有料駐車場関係施設</u></p> <p><u>災害発生時に来場者への被害を避けるため、耐震性の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>5 . 社会福祉施設（県健康福祉部、市町村）</u></p> <p><u>県及び市町村は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。</u></p> <p><u>(2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。</u></p> <p><u>(3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。</u></p> <p><u>(5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。</u></p> <p><u>6 . 医療施設（県健康福祉部）</u></p> <p><u>県及び市町村は、医療施設の安全性を確保するため、管理者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 施設独自の防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。</u></p>
--	--	--

		<p><u>(2) 施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。</u></p> <p><u>(3) 施設の職員及び患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。</u></p> <p><u>(4) 施設の職員及び患者に対し、避難訓練を実施すること。</u></p> <p><u>(5) 施設の職員及び患者の避難路の確保と周知を行うこと。</u></p> <p><u>(6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。</u></p> <p><u>7．交通安全施設の防災機能の強化（県警察本部）</u></p> <p><u>緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等防災機能の強化を図るものとする。</u></p> <p><u>8．学校施設（県教育庁、県総務部、健康福祉部、市町村）</u></p> <p><u>災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、県立学校及び市町村立学校について、設置者は、次に掲げる対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>また、県は、私立学校等に対し、助成制度の利用促進や、指導、助言を行うなどして、非構造部材を含む施設の耐震化の取組みを支援するものとする。</u></p> <p><u>(1) 校舎等の耐震性の確保</u></p> <p><u>新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。</u></p> <p><u>また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。</u></p> <p><u>(2) 設備、備品の安全管理等</u></p> <p><u>コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄</u></p>
--	--	--

		<p><u>箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。</u></p> <p><u>なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。</u></p> <p><u>9. 工事中の建築物等に対する措置</u></p> <p><u>工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。</u></p>
--	--	--

頁	現行（平成 29 年 4 月修正）	修正案																		
87	<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 組織計画（県、関係機関）</p> <p>2．熊本県の災害対策系統</p> <p>(1) 熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統</p> <p>（図中）</p> <table border="1" data-bbox="313 438 1131 1029"> <tr> <td data-bbox="313 438 526 582">指定地方行政機関</td> <td data-bbox="526 438 929 582">九州産業保安監督部 熊本海上保安部 （略）</td> <td data-bbox="929 438 1131 582">092-482-5923 0964-52-3103 （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="313 582 526 877">指定公共機関</td> <td data-bbox="526 582 929 877">西日本高速道路株式会社九州支社 九州電力株式会社熊本支社 <u>NTT西日本熊本支店</u> NHK熊本放送局 西部ガス株式会社熊本支社 （略）</td> <td data-bbox="929 582 1131 877">092-260-6111 <u>386-2200</u> 321-3083 352-1482 370-8600 （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="313 877 526 1029">指定地方公共機関</td> <td data-bbox="526 877 929 1029">熊本日日新聞社 熊本朝日放送株式会社 （略）</td> <td data-bbox="929 877 1131 1029">361-3111 359-9016</td> </tr> </table>	指定地方行政機関	九州産業保安監督部 熊本海上保安部 （略）	092-482-5923 0964-52-3103 （略）	指定公共機関	西日本高速道路株式会社九州支社 九州電力株式会社熊本支社 <u>NTT西日本熊本支店</u> NHK熊本放送局 西部ガス株式会社熊本支社 （略）	092-260-6111 <u>386-2200</u> 321-3083 352-1482 370-8600 （略）	指定地方公共機関	熊本日日新聞社 熊本朝日放送株式会社 （略）	361-3111 359-9016	<p>第 3 章 災害応急対策計画</p> <p>第 1 節 組織計画（県、関係機関）</p> <p>2．熊本県の災害対策系統</p> <p>(1) 熊本県災害対策本部と防災関係機関との協力系統</p> <p>（図中）</p> <table border="1" data-bbox="1176 438 1982 1029"> <tr> <td data-bbox="1176 438 1388 582">指定地方行政機関</td> <td data-bbox="1388 438 1792 582">九州産業保安監督部 熊本海上保安部 （略）</td> <td data-bbox="1792 438 1982 582"><u>092-482-5927</u> <u>0964-52-3104</u> （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 582 1388 877">指定公共機関</td> <td data-bbox="1388 582 1792 877">西日本高速道路株式会社九州支社 九州電力株式会社熊本支社 <u>西日本電信電話株式会社熊本支店</u> NHK熊本放送局 西部ガス株式会社熊本支社 （略）</td> <td data-bbox="1792 582 1982 877"><u>0965-39-0711</u> <u>386-2230</u> 321-3083 <u>326-8203</u> <u>370-8611</u> （略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 877 1388 1029">指定地方公共機関</td> <td data-bbox="1388 877 1792 1029">熊本日日新聞社 熊本朝日放送株式会社</td> <td data-bbox="1792 877 1982 1029"><u>361-3332</u> <u>359-1111</u> （略）</td> </tr> </table>	指定地方行政機関	九州産業保安監督部 熊本海上保安部 （略）	<u>092-482-5927</u> <u>0964-52-3104</u> （略）	指定公共機関	西日本高速道路株式会社九州支社 九州電力株式会社熊本支社 <u>西日本電信電話株式会社熊本支店</u> NHK熊本放送局 西部ガス株式会社熊本支社 （略）	<u>0965-39-0711</u> <u>386-2230</u> 321-3083 <u>326-8203</u> <u>370-8611</u> （略）	指定地方公共機関	熊本日日新聞社 熊本朝日放送株式会社	<u>361-3332</u> <u>359-1111</u> （略）
指定地方行政機関	九州産業保安監督部 熊本海上保安部 （略）	092-482-5923 0964-52-3103 （略）																		
指定公共機関	西日本高速道路株式会社九州支社 九州電力株式会社熊本支社 <u>NTT西日本熊本支店</u> NHK熊本放送局 西部ガス株式会社熊本支社 （略）	092-260-6111 <u>386-2200</u> 321-3083 352-1482 370-8600 （略）																		
指定地方公共機関	熊本日日新聞社 熊本朝日放送株式会社 （略）	361-3111 359-9016																		
指定地方行政機関	九州産業保安監督部 熊本海上保安部 （略）	<u>092-482-5927</u> <u>0964-52-3104</u> （略）																		
指定公共機関	西日本高速道路株式会社九州支社 九州電力株式会社熊本支社 <u>西日本電信電話株式会社熊本支店</u> NHK熊本放送局 西部ガス株式会社熊本支社 （略）	<u>0965-39-0711</u> <u>386-2230</u> 321-3083 <u>326-8203</u> <u>370-8611</u> （略）																		
指定地方公共機関	熊本日日新聞社 熊本朝日放送株式会社	<u>361-3332</u> <u>359-1111</u> （略）																		
89	<p>3．熊本県災害対策本部</p> <p>(2) 編成</p> <p>ウ 地方災害対策本部（地域振興局及び熊本土木事務所）</p> <p>地方災害対策本部長は、<u>地域振興局長</u>とし、副本部長は、地域振興局次長及び<u>熊本土木事務所長</u>をもって充てる。</p>	<p>3．熊本県災害対策本部</p> <p>(2) 編成</p> <p>ウ 地方災害対策本部（地域振興局及び熊本土木事務所）</p> <p>地方災害対策本部長は、地域振興局長（<u>熊本市の区域にあっては、県央広域本部土木部長</u>）とし、副本部長は、地域振興局次長（<u>熊本市の区域にあっては、県央広域本部土木部副部長</u>）をもって充てる。</p>																		

90	<p>(4) 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総務対策部</td> </tr> <tr> <td> 総務<u>事務センター</u>班 (略) <u>(追加)</u> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">商工観光労働対策部</td> </tr> <tr> <td> 外部対応・応援班 [<u>国際スポーツ大会推進班</u>] </td> </tr> </table>	総務対策部	総務 <u>事務センター</u> 班 (略) <u>(追加)</u>	商工観光労働対策部	外部対応・応援班 [<u>国際スポーツ大会推進班</u>]	<p>(4) 熊本県災害対策本部組織図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">総務対策部</td> </tr> <tr> <td> 総務<u>厚生</u>班 (略) <u>人的受援・応援班</u> [<u>危機管理防災課</u> <u>人事課</u> <u>市町村課</u>] </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">商工観光労働対策部</td> </tr> <tr> <td> 外部対応・応援班 [<u>国際スポーツ大会推進課</u>] </td> </tr> </table>	総務対策部	総務 <u>厚生</u> 班 (略) <u>人的受援・応援班</u> [<u>危機管理防災課</u> <u>人事課</u> <u>市町村課</u>]	商工観光労働対策部	外部対応・応援班 [<u>国際スポーツ大会推進課</u>]
総務対策部										
総務 <u>事務センター</u> 班 (略) <u>(追加)</u>										
商工観光労働対策部										
外部対応・応援班 [<u>国際スポーツ大会推進班</u>]										
総務対策部										
総務 <u>厚生</u> 班 (略) <u>人的受援・応援班</u> [<u>危機管理防災課</u> <u>人事課</u> <u>市町村課</u>]										
商工観光労働対策部										
外部対応・応援班 [<u>国際スポーツ大会推進課</u>]										

91	(別表部分) 災害対策本部の分掌事務 総務対策部(知事公室・総務部・各種委員会)		92	(別表部分) 災害対策本部の分掌事務 総務対策部(知事公室・総務部・各種委員会)	
	各班名	分掌事務		各班名	分掌事務
	人事班 (人事課)	<u>(追加)</u> <u>(追加)</u> 1 職員の動員に関する事項 2 指定行政機関等に対する職員の派遣要請 <u>および</u> あつ旋依頼に関する事項 3 <u>県外等からの応援職員の県への受入れに に関する事項</u>		人事班 (人事課)	1 <u>職員の安否確認に関する事項</u> 2 <u>庁内職員の人員調整に関する事項</u> 3 職員の動員に関する事項 4 指定行政機関等に対する職員の派遣要請 <u>及び</u> あつ旋依頼に関する事項 <u>(削除)</u>
	<u>総務事務センター班</u> (<u>総務事務センター</u>)	1 災害時の職員の健康支援に関する事項 2 職員への見舞金等の給付に関する事項		<u>総務厚生班</u> (<u>総務厚生課</u>)	1 災害時の職員の健康支援に関する事項 2 職員への見舞金等の給付に関する事項
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>人的受援・応援班</u> <u>危機管理防災課</u> <u>人事課</u> <u>市町村課</u>	1 <u>被災市町村の行政機能確認に関する事項</u> 2 <u>県職員の派遣、県外等からの応援職員の受 入れに関する事項</u> 3 <u>市町村支援が必要な業務・人数の把握及び 市町村への職員派遣の調整に関する事項</u>

	<p>商工観光労働対策部（商工観光労働部）</p> <table border="1" data-bbox="302 199 1131 438"> <thead> <tr> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部対応・応援班 国際スポーツ大会 推進課</td> <td> 1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p> <p>101 第2節 職員配置計画（県、市町村） 3．県職員の配置 (3) 職員の招集 イ 配置の指示等 (図中) <u>広報課</u></p> <p>102 【県職員の災害配置基準】 1．災害対策本部設置前の配置体制 (1) 注意体制 ア（略） <u>但し</u>、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に<u>応じた人員の配置</u>をすることができる。</p>	各班名	分掌事務	外部対応・応援班 国際スポーツ大会 推進課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項	<p>商工観光労働対策部（商工観光労働部・<u>国際スポーツ大会推進部</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1164 199 1993 438"> <thead> <tr> <th>各班名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部対応・応援班 国際スポーツ大会 推進課</td> <td> 1 当該課の分掌事務に係る災害予防<u>及び</u>災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項 </td> </tr> </tbody> </table> <p><u>7．災害対応の業務フローと県地域防災計画との連動（県）</u> <u>円滑な災害対応を行うため、県は、災害対応の業務フローと県地域防災計画が連動した仕組みを整備するとともに、平時から訓練を通じて操作方法等の習熟を図るものとする。</u></p> <p>第2節 職員配置計画（県、市町村） 3．県職員の配置 (3) 職員の招集 イ 配置の指示等 (図中) <u>広報グループ</u></p> <p>【県職員の災害配置基準】 1．災害対策本部設置前の配置体制 (1) 注意体制 ア（略） <u>ただし</u>、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に<u>応じて人員を増減</u>をすることができる。</p>	各班名	分掌事務	外部対応・応援班 国際スポーツ大会 推進課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防 <u>及び</u> 災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項
各班名	分掌事務									
外部対応・応援班 国際スポーツ大会 推進課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項									
各班名	分掌事務									
外部対応・応援班 国際スポーツ大会 推進課	1 当該課の分掌事務に係る災害予防 <u>及び</u> 災害応急対策に関する事項 2 他班の応援に関する事項 3 外部からの問合せ対応等に関する事項									

(2) 警戒体制（地震以外の災害）

ア（略）

但し、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に応じた人員の配置をすることができる。

105

3．熊本県災害対策本部の事務処理

災害配置基準一覧

（表中）本庁：関係課（センター）長

106

別表2【警戒体制（地震以外の災害）】

（表中）広報課

機 関 名	人 員
	<u>8</u> （3広域本部）
	<u>8</u> （7地域振興局）

別表4【災害対策本部】

総務対策部

107

班名	第1配置	第2配置	第3配置
<u>総務事務センター班</u>	1	2	全員

(2) 警戒体制（地震以外の災害）

ア（略）

ただし、出先機関における待機職員の配置にあたっては、出先機関長が情報等を検討のうえ、必要に応じて人員を増減をすることができる。

3．熊本県災害対策本部の事務処理

災害配置基準一覧

（表中）本庁：関係課長

別表2【警戒体制（地震以外の災害）】

（表中）広報グループ

機 関 名	人 員
<u>広域本部</u>	<u>6 ~ 8</u> （3広域本部）
<u>地域振興局</u>	<u>6 ~ 8</u> （7地域振興局）

別表4【災害対策本部】

総務対策部

班名	第1配置	第2配置	第3配置
<u>総務厚生班</u>	1	2	全員

108	(追加)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的受援・応援班</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>危機管理防災課</td> <td>(1)</td> <td>(1)</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>人事課</td> <td></td> <td>(1)</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>市町村課</td> <td></td> <td>(1)</td> <td>(3)</td> </tr> </tbody> </table>	班名	第1配置	第2配置	第3配置	人的受援・応援班	1	3	9	危機管理防災課	(1)	(1)	(3)	人事課		(1)	(3)	市町村課		(1)	(3)				
	班名	第1配置	第2配置	第3配置																						
人的受援・応援班	1	3	9																							
危機管理防災課	(1)	(1)	(3)																							
人事課		(1)	(3)																							
市町村課		(1)	(3)																							
114	<p>6. 被災市町村等への職員派遣(県、市町村)</p> <p>県は、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部及び情報連絡員からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のため幹部職員をはじめとする支援チームの派遣を検討する。</p> <p>(略)</p>	<p>健康福祉対策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>第1配置</th> <th>第2配置</th> <th>第3配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>物資調達・輸送班</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>健康福祉政策課</td> <td>(1)</td> <td>(2)</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td>消費生活課</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>商工政策課</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>農林水産政策課</td> <td></td> <td></td> <td>(1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 被災市町村等への職員派遣(県、市町村)</p> <p><u>県は、震度6弱以上の地震を観測した市町村又はその他の災害が発生し、行政機能が極度に低下し、若しくはそのおそれがある市町村に対し、原則として、各広域本部・地域振興局から速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況を把握する。</u></p> <p>県は、熊本県現地災害対策本部、地方災害対策本部、市町村災害対策本部及び情報連絡員からの情報等により、被災市町村単独では十分な災害対応ができないと判断した場合は、被災市町村応援のため幹部職員をはじめとする支援チームの派遣を検討する。</p> <p>(略)</p>	班名	第1配置	第2配置	第3配置	物資調達・輸送班	1	2	5	健康福祉政策課	(1)	(2)	(2)	消費生活課			(1)	商工政策課			(1)	農林水産政策課			(1)
班名	第1配置	第2配置	第3配置																							
物資調達・輸送班	1	2	5																							
健康福祉政策課	(1)	(2)	(2)																							
消費生活課			(1)																							
商工政策課			(1)																							
農林水産政策課			(1)																							

<p>7. 職員の安全確認・健康管理等（県・市町村）</p> <p>県及び市町村は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。</p> <p>また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。</p> <p>第4節 応援要請計画</p> <p>117 3. 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請（県知事公室、関係各部）</p> <p>県は、大規模災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は幹事県等を通じて応援を求めるものとする。</p> <p>(1) 職員の派遣（知事公室、総務部）</p> <p>(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供（健康福祉部、環境生活部、商工観光労働部、農林水産部）</p>	<p>7. 職員の安全確認・健康管理等（県・市町村）</p> <p>県及び市町村は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。</p> <p>また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。</p> <p><u>特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。</u></p> <p>第4節 応援要請計画</p> <p>3. 「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づく応援要請（県知事公室、関係各部）</p> <p>県は、大規模災害が発生し、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等に基づき、次の事項について関係県に対して直接又は幹事県等を通じて応援を求めるものとする。</p> <p>(1) 職員の派遣（知事公室、総務部）</p> <p>(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供（健康福祉部、環境生活部、商工観光労働部、農林水産部）</p>
--	---

<p>(3) 避難・収容施設及び住宅の提供（健康福祉部、土木部、その他県有施設の所管部）</p> <p>(4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保（知事公室、健康福祉部、商工観光労働部、土木部、県警察本部）</p> <p>(5) 医療支援（健康福祉部）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6)</u> その他災害応急措置の応援のため必要な事項</p> <p>119 9．県への応援又は応援斡旋の要請、<u>国・県による代行</u>（県、市町村、<u>関係機関</u>）</p> <p>市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。</p> <p><u>また、県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> <p><u>さらに、国土交通省等は、被災により市町村及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた</u></p>	<p>(3) 避難・収容施設及び住宅の提供（健康福祉部、土木部、その他県有施設の所管部）</p> <p>(4) 緊急輸送路及び輸送手段の確保（知事公室、健康福祉部、商工観光労働部、土木部、県警察本部）</p> <p>(5) 医療支援（健康福祉部）</p> <p><u>(6) 飼養動物の一時預かり及び譲渡（健康福祉部）</u></p> <p><u>(7)</u> その他災害応急措置の応援のため必要な事項</p> <p>9．県への応援又は応援斡旋の要請（県、市町村）</p> <p>市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。</p>
--	--

<p><u>工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(旧「9・県への応援又は応援斡旋の要請、国・県による代行」の一部を本項目で整理)</p>	<p><u>10. 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力依頼（県、市町村、関係機関）</u></p> <p>県は、大規模災害発生時に、県内職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは、総務省等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」等に基づき、九州地方知事会を通じて、関係県に対して応援職員の派遣を依頼するものとする。</p> <p>また、被災市町村は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するものとする。</p> <p><u>11. 国・県による代行（県、関係機関）</u></p> <p>県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</p>
---	---

	<p>10. 災害時応援協定を締結している団体等への要請（県）</p> <p>11. 相互応援の強化（県、市町村）</p> <p>12. 複合災害における応援要請（県、市町村、関係機関）</p> <p>13. 応援・受援体制の整備</p> <p>120 第6節 予警報等伝達計画（熊本地方気象台、県知事公室）</p> <p>1. 予警報等の定義 （略）</p> <p>ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準 （修正部分を抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="315 1214 1133 1409"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ	<p>さらに、国土交通省等は、被災により市町村及び県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、<u>応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限及び現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。</u></p> <p>12. 災害時応援協定を締結している団体等への要請（県）</p> <p>13. 相互応援の強化（県、市町村）</p> <p>14. 複合災害における応援要請（県、市町村、関係機関）</p> <p>15. 応援・受援体制の整備</p> <p>123 第6節 予警報等伝達計画（熊本地方気象台、県知事公室）</p> <p>1. 予警報等の定義 （略）</p> <p>ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準 （修正部分を抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1178 1214 1995 1409"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴風特別警報</td> <td>暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ
種類	発表基準													
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。													
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ													
種類	発表基準													
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。													
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想さ													
124														

125		<p>れたときに発表される。</p> <p>(略)</p> <p><u>1時間雨量60～90mm以上又は土壌雨量指数143～205以上。</u></p> <p>具体的な基準は資料編参照。</p>		<p>れたときに発表される。</p> <p>(略)</p> <p>具体的な基準は資料編参照。</p>
	洪水警報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>(略)</p> <p><u>1時間雨量60～90mm以上、流域雨量指数9～45以上又は複合基準。</u>具体的な基準は資料編参照。</p>	洪水警報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>(略)</p> <p>具体的な基準は資料編参照。</p>
	大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。24時間の降雪の深さが20cm以上<u>(但し、阿蘇山は30cm以上)</u>になると予想される場合。</p>	大雪警報	<p>大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。24時間の降雪の深さが20cm以上になると予想される場合。</p>
	大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p><u>1時間雨量40～60mm以上又は土壌雨量指数97～142以上。</u></p> <p>具体的な基準は資料編参照。</p>	大雨注意報	<p>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。</p>
	洪水注意報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p><u>1時間雨量40～60mm以上、流域雨量指数4～36以上又は複合基準。</u>具体的な基準は資料編参照。。</p>	洪水注意報	<p>大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的な基準は資料編参照。</p>
	大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <p>24時間の降雪の深さが5cm以上<u>(但し、阿蘇山は10cm以上)</u>になると予想される場合。</p>	大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。24時間の降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。</p>
	強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p>	強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速10m/s以上になると予想される</p>

		平均風速10m/s以上 (<u>但し、阿蘇山15m/s以上</u>) になると予想される場合。			場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 雪を伴い平均風速10m/s以上 (<u>但し、阿蘇山15m/s以上</u>) になると予想される場合。		風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合。
130	(略)			(略)	
	(7) 降灰予報			(7) 降灰予報	
	(略)			(略)	
	<u>(追加)</u>			<u>(8) 火山ガス予報</u>	<u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</u>
	(8) 火山現象に関する情報			(9) 火山現象に関する情報	
	(略)			(略)	
	ア 火山の状況に関する解説情報			ア 火山の状況に関する解説情報	
	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒時候を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。			火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒時候を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。 <u>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u>	
131	イ 噴火速報			イ 噴火速報	
	<u>初めて噴火した場合、または、阿蘇山が過去の噴火の規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。</u>			<u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、命を守るための行動が取れるよう、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</u>	

<p>132</p>	<p>(略)</p> <p>カ 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</p> <p>(9) 緊急地震速報(警報)</p> <p>(略)</p> <p>(10) 火山気象通報</p> <p>(略)</p> <p>(11) 火災警報</p> <p>(略)</p> <p>(12) 指定河川(白河、緑川水系、球磨川、菊池川水系)の洪水予報の発表基準</p> <p>白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系洪水予報の種類は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(13) 水防警報</p> <p>(前略) 国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長(八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長及び熊</p>	<p><u>なお、次のような場合には、発表しない。</u></p> <p><u>・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合</u></p> <p><u>・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合</u></p> <p>(略)</p> <p>カ 噴火に関する火山観測報</p> <p><u>主に航空関係機関向けの情報として、</u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</p> <p>(10) 緊急地震速報(警報)</p> <p>(略)</p> <p>(11) 火山気象通報</p> <p>(略)</p> <p>(12) 火災警報</p> <p>(略)</p> <p>(13) 指定河川(白河、緑川水系、球磨川、菊池川水系)の洪水予報の発表基準</p> <p>白川、緑川水系、球磨川、菊池川、<u>筑後川</u>水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所・<u>筑後川河川事務所</u>と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川、<u>筑後川</u>水系洪水予報の種類は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>(14) 水防警報</p> <p>(前略) 国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長(八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長、<u>筑後</u></p>
------------	---	--

<p>133</p> <p>135</p>	<p>本河川国道事務所長)が、(後略)</p> <p>(14) 水防に関する情報 (略)</p> <p>(15) 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>(16) 土砂災害危険度情報 (略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統 予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 気象予警報の伝達系統 エ 噴火警報・噴火予報・火山の状況に関する解説情報の伝達系統</p> <p>3. 予警報等の取扱い (1) 県における取扱い ア 本庁における取扱い (ウ) 水防計画における情報 熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、菊池川河川事務所及び熊本地方気象台から(後略)</p> <p>(6) 市町村における措置 市町村長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民等に周知するよう努めるものとする。 特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。</p>	<p>川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長)が、(後略)</p> <p>(15) 水防に関する情報 (略)</p> <p>(16) 土砂災害警戒情報 (略)</p> <p>(17) 土砂災害危険度情報 (略)</p> <p>2. 予警報等の伝達系統 予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 気象予警報の伝達系統 エ 噴火警報・噴火予報・火山の状況に関する解説情報等の伝達系統</p> <p>3. 予警報等の取扱い (1) 県における取扱い ア 本庁における取扱い (ウ) 水防計画における情報 熊本河川国道事務所、八代河川国道事務所、菊池川河川事務所、<u>筑後川河川事務所</u>及び熊本地方気象台から(後略)</p> <p>(6) 市町村における措置 市町村長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、市町村地域防災計画の定めるところにより、<u>市町村防災行政無線(戸別受信機を含む。)</u>等を活用し、速やかに住民等に周知するよう努めるものとする。 特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周</p>
-----------------------	---	---

142	<p>第 8 節 情報収集及び被害報告取扱計画（県知事公室、関係機関）</p> <p>1．実施責任者</p> <p>(1)県</p> <p>知事は県の地域に係る被害報告等の収集を<u>行うとともに</u>、県防災会議の委員の属する機関に通報、速やかに国等関係各機関に報告を行うものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>4．被害等の調査・報告</p>	<p>知するための措置を講ずるものとする。</p> <p>第 8 節 情報収集及び被害報告取扱計画（県知事公室、関係機関）</p> <p>1．実施責任者</p> <p>(1)県</p> <p>知事は、県の地域に係る被害報告等の収集を<u>行い</u>、県防災会議の委員の属する機関に通報<u>するとともに</u>、速やかに国等関係各機関に報告を行うものとする。</p> <p><u>また、人的被害について発表する際には、市町村や関係機関と密接に連携するものとする。</u></p>
144	<p>(2)市町村による調査等</p> <p>（略）</p> <p>ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。（追加）</p> <p>（略）</p>	<p>(2)市町村による調査等</p> <p>（略）</p> <p>ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。<u>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。</u></p> <p>（略）</p>
146	<p>8．情報の伝達系統</p> <p>【消防庁連絡先】</p> <p>火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先</p> <p>【通常時の連絡先】</p>	<p>8．情報の伝達系統</p> <p>【消防庁連絡先】</p> <p>火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先</p> <p>【通常時の連絡先】</p>

152	<p>中央防災無線（注3） 5017 5017</p> <p>【消防庁災害対策本部設置時の報告先】</p> <p>中央防災無線 5017</p> <p>第9節 広報計画（県知事公室、関係機関）</p> <p>7. <u>インターネットの活用</u>（県知事公室、<u>県企画振興部</u>）</p> <p>（追加）</p> <p>県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。</p> <p><u>(1)</u> 行政からの情報の提供 （略）</p> <p><u>(2)</u> 被災地からの情報の収集 （略）</p> <p>9. 報道機関への対応</p> <p>県及び市町村は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置を検討する。</p>	<p>中央防災無線（注3） <u>*-8090-5017</u> <u>*-8090-5017</u></p> <p>【消防庁災害対策本部設置時の報告先】</p> <p>中央防災無線（注3） <u>*-8090-5017</u></p> <p>第9節 広報計画（県知事公室、関係機関）</p> <p>7. <u>災害情報等の伝達手段の多重化・多様化</u>（県知事公室）</p> <p><u>(1) 伝達手段の多重化・多様化</u></p> <p><u>県及び市町村は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) インターネットの活用</u></p> <p>県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。</p> <p><u>ア</u> 行政からの情報の提供 （略）</p> <p><u>イ</u> 被災地からの情報の収集 （略）</p> <p>9. 報道機関への対応</p> <p>県及び市町村は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置<u>及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）</u>を検討する。</p>
-----	---	---

頁	現行（平成 29 年 4 月修正）	修正案
158	<p>第12節 避難収容対策計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）</p> <p>3．避難勧告等の基準（県知事公室、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>(1) 洪水等</p> <p>（略）</p> <p>さらに、例えば、水位や漏水といったそれぞれの判断要素が避難指示（緊急）の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示（緊急）を発令するといった運用等を行う。</p>	<p>第12節 避難収容対策計画（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県土木部、県教育庁、県警察本部、海上保安部、自衛隊、市町村）</p> <p>3．避難勧告等の基準（県知事公室、<u>県土木部</u>、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>(1) 洪水等</p> <p>（略）</p> <p>さらに、例えば、水位や漏水といったそれぞれの判断要素が避難指示（緊急）の発令基準に達していない状況であっても、それらの複数が避難勧告の発令基準に達しているような場合、洪水等と土砂災害の発生のおそれがともに高まっているような場合にあっては、避難指示（緊急）を発令するといった運用等を行う。</p> <p><u>災害発生のおそれを把握するに当たっては、現地情報や防災気象情報等を収集するとともに、必要に応じて、河川管理者や地方気象台からのホットラインによる直接的な助言を求めるものとする。</u></p>
161	<p>(2)土砂災害</p> <p><u>以下</u>に示す判断基準の設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。また、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して独自の基準を追加してもよい。</p>	<p>(2)土砂災害</p> <p><u>市町村は、次</u>に示す判断基準の設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい基準を設定する。また、<u>面積、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害警戒判定メッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</u>さらに、ここで例示した基準に加え、市町村が工夫して</p>

162	<p>なお、自然現象を対象とするため（略）求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。（後略）</p>	<p>独自の基準を追加してもよい。</p> <p>なお、自然現象を対象とするため（略）求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが予見される場合や、浸水やがけ崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが予見される場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。（後略）</p>
168	<p>5．避難所の開設及び収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）</p> <p>(7) 避難所の運営管理</p> <p>カ 市町村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p>	<p>5．避難所の開設及び収容（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、市町村）</p> <p>(7) 避難所の運営管理</p> <p>カ 市町村は、避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のみ世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭等のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p>
169	<p>6．車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応</p> <p>市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。</p> <p>併せて、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めると</p>	<p>6．車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応</p> <p>市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、車中避難者を含む指定避難所以外の被災者の情報を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。</p> <p>併せて、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防</p>

<p>ともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(追加)</p> <p><u>8</u> . 防火対象物等における避難対策等</p> <p>(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項</p> <p>エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。</p> <p>172 <u>9</u> . 広域一時滞在 (県知事公室、県健康福祉部、市町村)</p> <p><u>10</u> . 被災者等への的確な情報活動関係 (県総務部、市町村)</p> <p>175 第13節 災害救助法適用計画 (県健康福祉部)</p>	<p><u>災害</u>、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>8</u> . 外国人に対する対策</p> <p><u>県及び市町村は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。</u></p> <p><u>9</u> . 防火対象物等における避難対策等</p> <p>(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項</p> <p>エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、市町村は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。</p> <p><u>この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。</u></p> <p><u>10</u> . 広域一時滞在 (県知事公室、県健康福祉部、市町村)</p> <p><u>11</u> . 被災者等への的確な情報活動関係 (県総務部、市町村)</p> <p>第13節 災害救助法適用計画 (県健康福祉部)</p>
--	--

	<p>2．救助の種類及び実施方法</p> <p>185 第15節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画（市町村、県警察本部、県健康福祉部、海上保安部）</p> <p>6．遺体の火葬</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県は、<u>必要に応じて</u>熊本県広域火葬計画に基づき、<u>被災市町村と連携して、広域的な火葬の実施を</u>支援するものとする。</p> <p>また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。</p> <p>186 第16節 医療救護計画（県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、熊本大学医学部附属病院等）</p> <p>大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県及び市町村は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、災害拠点病院（資料編参照）、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。</p>	<p>2．救助の種類及び実施方法</p> <p style="text-align: center;">別添「修正案」のとおり</p> <p>第15節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画（市町村、県警察本部、県健康福祉部、海上保安部）</p> <p>6．遺体の火葬</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県は、<u>被災市町村において火葬することが困難な死体について、熊本県広域火葬計画に基づき、他の火葬場設置市町村等に要請を行い、火葬場を割り振ることにより、円滑に火葬できるよう</u>支援するものとする。</p> <p>また、県は、厚生労働省に対して火葬の状況を報告し、火葬許可証発行の特例措置を要請するものとする。</p> <p>第16節 医療救護計画（県健康福祉部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、<u>県看護協会</u>、熊本大学医学部附属病院等）</p> <p>大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、県及び市町村は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、<u>県看護協会</u>、災害拠点病院（資料編参照）、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学医学部附属病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。</p>
--	---	---

187	<p>2. 救護活動</p> <p>(1) 災害医療情報の収集及び提供</p> <p>ア 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県は、収集した情報をもとに、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会及び医療機関等の関係機関に必要な情報を提供する。</p> <p>(2) 初動体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日赤県支部、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、熊本県公的病院災害ネットワーク、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、熊本大学医学部熊本附属病院等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。</p> <p>ウ 県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部長を長とする医療救護対策室を置く。医療救護対策室は、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び医療機関(日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、熊本大学医学部附属病院等)の災害医療担当者を招集し、医療救護に関する情報を共有し、医療救護活動の方針等の調整を行う。</p>	<p>2. 救護活動</p> <p>(1) 災害医療情報の収集及び提供</p> <p>ア 県は、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、<u>県看護協会</u>、災害拠点病院、DMAT指定医療機関及びその他医療機関等から、迅速に次に掲げる情報を収集する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県は、収集した情報をもとに、保健所、市町村、消防本部、日赤県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、<u>県薬剤師会</u>、<u>県看護協会</u>及び医療機関等の関係機関に必要な情報を提供する。</p> <p>(2) 初動体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、医療救護活動が迅速かつ適切に実施できるよう日赤県支部、災害拠点病院、DMAT指定医療機関、熊本県公的病院災害ネットワーク、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、<u>県看護協会</u>、熊本大学医学部熊本附属病院等に対して、早期から積極的に情報提供を行う。</p> <p>ウ <u>県災害対策本部が設置された場合又は健康福祉部長が必要と認める場合は</u>、県災害対策本部健康福祉対策部に健康福祉部長を長とする医療救護対策室を置く。医療救護対策室は、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター及び<u>関係団体</u>(日赤県支部、熊本赤十字病院、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、<u>県看護協会</u>、熊本大学医学部附属病院等)の災害医療担当者を招集し、医療救護に関する情報を共有し、医療救護活</p>
-----	---	--

	<p>(略)</p> <p>キ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ 地方災害対策本部に、保健所長を長とする医療救護現地対策室を置く。医療救護現地対策室は、地域災害医療コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、災害拠点病院等の情報連絡員を受入れ、現地の医療救護体制の調整を行う。</p> <p>シ (略)</p> <p>(3)被災地内医療救護活動</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>188 エ 知事は、医薬品等を医薬品配分拠点、救護所等へ<u>すみやかに</u>供給するとともに、災害薬事コーディネーター及び薬剤師を派遣し、医薬品等の保管管理を行う。</p> <p>193 第18節 給水計画(県健康福祉部、県環境生活部)</p> <p><u>災害時に飲料水が断水、汚染又は枯渇し</u>、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するための計画は、次に</p>	<p>動の方針等の調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>キ (略)</p> <p><u>ク 知事は、被害の状況に応じ、災害医療コーディネーターの意見を聞いて、災害時小児周産期リエゾンの派遣要請を行う。</u></p> <p>ケ (略)</p> <p>コ (略)</p> <p>サ (略)</p> <p><u>シ 地方災害対策本部若しくは医療救護対策室が設置された場合又は健康福祉部長が必要と認めて保健所長にその設置を命じた場合は</u>地方災害対策本部に、保健所長を長とする医療救護現地対策室を置く。医療救護現地対策室は、地域災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターを招集し、日赤県支部、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、<u>県看護協会支部</u>、災害拠点病院等の情報連絡員を受入れ、現地の医療救護体制の調整を行う。</p> <p>ス (略)</p> <p>(3)被災地内医療救護活動</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>188 エ 知事は、医薬品等を医薬品配分拠点、救護所等へ<u>速やかに</u>供給するとともに、災害薬事コーディネーター及び薬剤師を派遣し、医薬品等の<u>供給及び</u>保管管理を行う。</p> <p>193 第18節 給水計画(県健康福祉部、県環境生活部)</p> <p><u>水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し</u>、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保するため</p>
--	--	---

194	<p>定めるところによる。</p> <p>1．実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、被災市町村から、災害により<u>飲料水の供給実施</u>が被災市町村において応急給水できない旨の報告又は<u>飲料水供給</u>に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者、関係団体等に被災市町村への応援を要請し、飲料水の緊急確保を図るものとする。</p> <p>2．給水方法</p> <p>(1) 水道水の運搬給水</p> <p>応急給水を行う者は、<u>隣接水道</u>から給水車等（加圧ポンプ付給水車、<u>車載式給水車</u>）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3．給水への広報</p> <p>県及び<u>応急給水を行う者</u>は、<u>給水拠点への給水</u>時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。</p> <p>4．給水応援</p> <p>県は、被災市町村が自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、<u>被災地の近隣</u>市町村、他県及び国、自衛隊、その他関係機関の応援を要請</p>	<p>の計画は、次に定めるところによる。</p> <p>1．実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、被災市町村から、災害により被災市町村において応急給水できない旨の報告又は<u>応急給水</u>に関する支援の要請があった場合には、県内水道事業者、関係団体等に被災市町村への応援を要請し、飲料水の緊急確保を図るものとする。</p> <p>2．給水方法</p> <p>(1) 水道水の運搬給水</p> <p>応急給水を行う者は、<u>浄水処理後の水を提供可能な水道施設</u>から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水<u>タンク</u>）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とするが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3．給水に関する広報</p> <p>県及び<u>被災市町村</u>は、<u>応急給水</u>の時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、ホームページやパブリシティによる適時、的確な情報提供を行うものとする。</p> <p>4．給水応援</p> <p>県は、被災市町村が自ら応急的な給水の実施が困難な場合は、<u>県内</u>市町村、他県及び国、自衛隊、その他関係機関に<u>応援を要請するなど</u>、</p>
-----	---	--

<p>して飲料水の供給を実施するものとともに連絡・調整に当たることとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6. <u>応急給水及び応急復旧</u></p> <p>(1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、<u>応急給水及び応急復旧を実施するものとする。</u></p> <p>(2) 県は、地域防災計画及び水道施設の災害等緊急時における応急対策要領に基づき、県内の水道事業者及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。</p> <p>(3) <u>被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>7. 他県等への支援要請</u></p> <p><u>県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請する。</u></p> <p>199 第21節 住宅応急対策計画</p> <p>1. 実施機関</p> <p>罹災者に対する応急仮設住宅の<u>建設</u>及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>被災市町村への応急給水実施のための</u>連絡・調整に当たるものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6. <u>復旧支援要請</u></p> <p>(1) 被災水道事業者は、地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、<u>応急給水及び応急復旧を実施するものとし、<u>応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。</u></u></p> <p>(2) 県は、地域防災計画及び水道施設の災害等緊急時における応急対策要領に基づき、県内の水道事業者及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。</p> <p>(3) <u>県は、被害の状況に応じて「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づき、他県等への応急復旧のための支援を要請するものとする。</u></p> <p><u>7. (削除)</u></p> <p>第21節 住宅応急対策計画</p> <p>1. 実施機関</p> <p>罹災者に対する応急仮設住宅の<u>供与</u>及び応急修理は、災害救助法が適用されたときは、知事から権限の委任を受けた市町村長が行うものとする。</p> <p>(略)</p>
---	--

2. 応急仮設住宅の建設

県が行う応急仮設住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。

応急仮設住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。

（ 従前「6. 応急仮設住宅の運営管理」の内容を整理 ）

6. 応急仮設住宅の運営管理

市町村は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市町村に対し、応急仮設住宅の運営管理に係る業務マ

2. 応急仮設住宅の供与

(1) 建設型仮設住宅

建設型仮設住宅の建設

県が行う建設型仮設住宅の建設は、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。

建設型仮設住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型仮設住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

建設型仮設住宅の運営管理

市町村は、建設型仮設住宅について、入居者の募集・選定から入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

なお、県は、市町村に対し、建設型仮設住宅（集会施設を含む。）

マニュアルなど必要な情報提供を行い、応急仮設住宅の運営管理に協力するものとする。

(従前の「5.民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供」の内容を整理)

5.民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

県は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から市町村や「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする

3～4 (略)

5.民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の提供

県は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から市町村や「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

6.応急仮設住宅の運営管理

市町村は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅

の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、建設型仮設住宅の運営管理に協力するものとする。また、必要に応じて、建設型仮設住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

(2)借上型仮設住宅

県及び市町村は、大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

3～4 (略)

(削除)

「2(2)借上型仮設住宅」で整理

(削除)

「2(1)建設型仮設住宅の運営管理」で整理

	<p><u>の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めめるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。</u></p> <p><u>なお、県は、市町村に対し、応急仮設住宅の運営管理に係る業務マニュアルなど必要な情報提供を行い、応急仮設住宅の運営管理に協力するものとする。</u></p> <p>200 <u>7</u>．災害救助法に基づく措置</p> <p>(1) 災害救助法に基づく措置</p> <p>第3章第13節災害救助法等の適用計画中の2．救助の種類及び実施方法による。</p> <p>(2) 災害救助法適用による災害応急仮設住宅及び応急修理の場合における労務者の調達については、<u>別節</u>「労務供給計画」に定めるところによる。</p> <p>第22節 交通規制計画（県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路（株））</p> <p>204 6．災害時における車両の移動等</p> <p>(1)道路交通規制等</p> <p>公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う<u>ため</u>必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>(2)道路啓開等</p> <p>道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、</p>	<p><u>5</u>．災害救助法に基づく措置</p> <p>(1) 災害救助法に基づく措置</p> <p><u>「一般災害対策編」</u>第3章第13節「災害救助法等の適用計画」中の2．救助の種類及び実施方法による。</p> <p>(2) 災害救助法適用による災害応急仮設住宅及び応急修理の場合における労務者の調達については、<u>第3章第26節</u>「労務供給計画」に定めるところによる。</p> <p>第22節 交通規制計画（県土木部、市町村、県警察本部、九州地方整備局、西日本高速道路（株））</p> <p>6．災害時における車両の移動等</p> <p>(1)道路交通規制等</p> <p>公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）</u>に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。</p> <p>(2)道路啓開等</p> <p>道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、</p>
--	--	--

	<p>緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>国土交通大臣は、道路管理者である県、市町村及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p>205 第23節 輸送計画（県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊関係機関）</p> <p>（追加）</p> <p>214 第27節 保健衛生計画（県健康福祉部）</p> <p>被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対</p>	<p>緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>国土交通大臣は、道路管理者である県、市町村及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。</p> <p><u>道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。</u></p> <p>205 第23節 輸送計画（県知事公室、県健康福祉部、県商工観光労働部、<u>県土木部、九州地方整備局</u>、九州運輸局熊本運輸支局、九州旅客鉄道㈱熊本支社、熊本海上保安部、自衛隊関係機関）</p> <p><u>7. 港湾の利用調整（県土木部）</u></p> <p><u>港湾管理者は、被災状況等に応じ、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務について、国に対して支援を要請するものとする。</u></p> <p>214 第27節 保健衛生計画（県健康福祉部）</p> <p>被災地、特に避難所においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対</p>
--	---	---

	<p>策を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、感染症及び食中毒対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。</p>	<p>策を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>なお、感染症及び食中毒の発生予防のため被災者へ注意喚起を行うとともに、その対策の詳細については、別途定めるガイドラインにより行うものとする。</p>
216	<p>3. 健康管理</p> <p>(1) 健康管理活動の支援体制</p> <p>県は、災害時保健活動マニュアルを作成し、市町村職員を対象とした研修を行うものとする。</p> <p>(2) 保健及び栄養指導</p> <p>(追加)</p>	<p>3. 健康管理</p> <p>(1) 健康管理活動の支援体制</p> <p>県は、災害時保健活動マニュアルに基づき、市町村職員を対象とした研修等を行い、その体制整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 保健及び栄養指導</p> <p>主 県は、必要に応じて、被災者の健康保持増進のため、健康支援情報や疾病等相談窓口の周知を行う。</p>
217	<p>(5) 精神保健相談等（被災者のこころのケア）</p> <p>県は、災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じ、次の措置を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(5) 精神保健相談等（被災者のこころのケア）</p> <p>県は、災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じ、こころのケアに関するニーズを把握するとともに、次の措置を行うものとする。</p> <p>(略)</p>
	<p>4. 生活衛生の確保</p> <p>県及び市町村は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、公衆浴場事業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。</p>	<p>4. 生活衛生の確保</p> <p>県及び市町村は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場事業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。</p>
218	<p>5. 被災動物対策</p>	<p>5. 被災動物対策</p>

224	<p>ア 県は、各保健所において、災害によって負傷した動物（犬、猫等）の収容に努めるものとする。</p> <p>イ 県は、各保健所において、飼養動物を保護収容し、関係機関・団体と連携して返還、譲渡を行うものとする。</p> <p>ウ 県は、災害時の動物救護に関するボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア等と連携して救護活動を行うものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p>第29節 廃棄物処理計画</p> <p>1．計画の方針</p> <p>災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市町村はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>	<p>ア 県は、各保健所において、災害によって負傷した動物（犬、猫等）の収容に努めるものとする。</p> <p>イ 県は、各保健所において、飼養動物を保護収容し、関係機関・団体と連携して返還、譲渡を行うものとする。</p> <p>ウ 県は、災害時の動物救護に関するボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア等と連携して救護活動を行うものとする。</p> <p><u>エ 県は、関係機関・団体と連携して、飼養動物に関する相談対応等を行うものとする。</u></p> <p><u>6．保健衛生活動の総合調整等</u></p> <p><u>県は、災害時健康危機管理支援チームの養成等を推進し、必要に応じ、被災地域における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。</u></p> <p>第29節 廃棄物処理計画 <u>（県環境生活部、県土木部、市町村）</u></p> <p>1．計画の方針</p> <p>災害で発生する廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図るため、市町村はそれぞれの区域内における被災状況を想定した災害廃棄物処理計画を策定する必要がある。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助<u>や非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例に関する条例等の整備の支援</u>を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p>
-----	--	---

225	<p>4．災害廃棄物処理の広域応援体制</p> <p>(3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5．災害廃棄物処理計画</p> <p>(7) 市町村は、必要により災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。</p>	<p>4．災害廃棄物処理の広域応援体制</p> <p>(3) 県は、他県及び関係団体と廃棄物処理に関する協定を締結するなど、広域災害時の相互協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、県及び市町村は、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、D.Waste-Netや地域ブロック協議会の取組等の周知に努めるものとする。</u></p> <p>5．災害廃棄物処理計画</p> <p>(7) 市町村は、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとする。</p> <p><u>県は、市町村が設置する仮置場の運営管理や解体家屋のアスベスト飛散防止対策等の措置の徹底のため、必要に応じて状況の確認を行うものとする。</u></p>
227	<p>第30節 文教対策計画（県教育庁、県総務部）</p> <p>1．実施機関</p> <p>(1) 市町村</p> <p>イ 市町村立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は市町村教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された<u>とき</u>、又は当該市町村で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会が、必要関係機関の協力を求めるものとする。</p> <p>(3) 私立学校施設等の災害復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急復旧対策は、学校設置者（又は学校長）が行うものとする。</p>	<p>第30節 文教対策計画（県教育庁、県総務部、<u>県健康福祉部</u>）</p> <p>1．実施機関</p> <p>(1) 市町村</p> <p>イ 市町村立学校の幼児、児童、生徒に対する災害応急教育対策は市町村教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された<u>場合</u>、又は当該市町村が災害応急対策を実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会<u>は</u>、必要関係機関の協力を求めるものとする。</p> <p>(3) 私立学校施設等の災害<u>応急</u>復旧及び幼児、児童、生徒、学生に対する災害応急<u>教育</u>対策は、学校設置者（又は学校長）が行うものとする。</p>

<p>228</p>	<p>2．応急教育対策</p> <p>(2) 応急教育の方法</p> <p>前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。</p> <p>ア 教育実施者の確保</p> <p>県教育委員会は県立学校、県教育事務所及び市町村教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。</p> <p>イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法</p> <p>(ア) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、県立学校長、市町村教育委員会及び私立学校長は所定の様式に従って県教育委員会に報告<u>を行う</u>。(災害救助法適用<u>の場合</u>は、市町村教育委員会は市町村長を経由して報告)</p> <p>(イ) 県教育委員会は、<u>前記</u>(ア)の報告に基づき、必要に応じ教材(教科書)について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて、調達を<u>斡旋</u>する。</p> <p>3．学校給食等の措置</p> <p>公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、設置者である知事又は市町村長<u>等</u>から県教育委員会に速報する。県教育委員会は、当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。</p>	<p>2．応急教育対策</p> <p>(2) 応急教育の方法</p> <p>前記(1)により掌握した災害情報に基づき、災害時における教育に支障のないよう、次により応急教育を実施するものとする。</p> <p>ア 教育実施者の確保<u>等</u></p> <p>県教育委員会は県立学校、県教育事務所及び市町村教育委員会と緊密な連絡をとり、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な指示を行い、<u>必要に応じ、他都道府県に対して、教職員の応援を求めるなど</u>、教育上の混乱を生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。<u>また、被災した児童生徒や教職員の心身の状況を把握し、必要に応じ、心のケアを行う専門職員の配置について、国や他都道府県へ応援を求めるものとする。</u></p> <p>イ 教材、学用品等の調達及び配給の方法</p> <p>(ア) 教材、学用品等の被害を受けた場合は、県立学校長、市町村教育委員会及び私立学校長は所定の様式に従って県教育委員会に報告<u>する</u>。(災害救助法が適用<u>された</u>場合は、市町村教育委員会が市町村長を経由して報告)</p> <p>(イ) 県教育委員会は、(ア)の報告に基づき、必要に応じ教材(教科書)について特約教科書供給所、学用品については文具関係団体を通じて、調達を<u>あっ旋</u>する。</p> <p>3．学校給食等の措置</p> <p>公立学校の給食に係る施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、設置者である知事又は市町村長から県教育委員会に速報する。県教育委員会は、当該報告に基づき、学校設置者に対し措置すべき事項を指示するものとする。</p>
------------	---	---

<p>(1) 物資等対策</p> <p>ア 被災市町村は、<u>すみやかに</u>被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会は、この報告に基づき、市町村及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法<u>並びに</u>供給方法等について指示するものとする。</p> <p>イ 夜間定時制高等学校の給食物資については、当該学校長から県教育委員会に直接報告するものとする。</p> <p>4．災害救助法による学用品の支給</p> <p>第3章第13節「災害救助法等の適用計画」中の2．救助の種類及び実施方法による。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>第31節 ダム等管理計画(県農林水産部、県土木部、県企業局、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支社、電源開発株) (略)</p>	<p>(1) 物資等対策</p> <p>ア 被災市町村は、<u>速やかに</u>被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。県教育委員会は、この報告に基づき、市町村及び県学校給食会に対し、被害物資の処分方法<u>及び</u>供給方法等について指示するものとする。</p> <p>イ 夜間定時制高等学校の給食物資については、当該学校長から県教育委員会に直接報告するものとする。</p> <p>4．災害救助法による学用品の支給</p> <p><u>「一般災害対策編」</u>第3章第13節「災害救助法等の適用計画」中の2．救助の種類及び実施方法による。</p> <p><u>5．教育活動再開への支援</u></p> <p><u>県教育委員会は、教育活動の再開に当たり学校を支援する必要があると判断した場合は、教職員で構成する支援チームを派遣する。</u></p> <p><u>6．その他の支援措置</u></p> <p><u>県は、災害により進学や就学が経済的に困難となった児童生徒等に対して、必要に応じ、国、市町村及び関係機関等と連携して奨学金や授業料減免等の就学支援を行う。</u></p> <p><u>また、これらの支援措置について、市町村や学校関係者、児童生徒の保護者等に対する周知を図る。</u></p> <p>第31節 ダム等管理計画(県農林水産部、県土木部、県企業局、<u>市町村</u>、九州地方整備局、九州電力株式会社熊本支社、電源開発株) (略)</p>
--	--

230	<p>3 . 管理方法 (略)</p> <p>(5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池(県農林水産部)</p> <p>ため池については、余水吐けの整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐けの閉そくの原因となるおそれのある物件を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。</p> <p>特に、貯水量の増加を図るために、余水吐けに土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。</p> <p>以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、関係市町村担当者の注意を促し、土地改良区<u>または</u>水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 . 管理方法 (略)</p> <p>(5) えん堤の防災管理を特に必要とする農業用ため池(県農林水産部、<u>市町村</u>)</p> <p>ため池については、余水吐けの整備、底ひ管等の陥没、漏水の防止、堤体の補強等を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐けの閉そくの原因となるおそれのある物件を除去する等、被害を極力未然に防止するよう措置する。</p> <p>特に、貯水量の増加を図るために、余水吐けに土俵等を積むことは、絶対に避けなければならない。</p> <p>以上の事項の実行を徹底するため、毎年、出水期以前に県は文書をもって注意し、県担当者はもちろんのこと、関係市町村担当者の注意を促し、土地改良区<u>又は</u>水利組合等を啓発する措置を講ずるものとする。</p> <p><u>さらに、下流の住宅等に被害が発生することが想定されるため池については、県と連携の上、ハザードマップの作成を進めるなど、警戒体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
234	<p>第33節 公共施設応急工事計画(県健康福祉部、県農林水産部、県土木部、九州旅客鉄道(株)熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、市町村)</p>	<p>第33節 公共施設応急工事計画(<u>県総務部</u>、県健康福祉部、県農林水産部、県土木部、<u>県企画振興部</u>、<u>県商工観光労働部</u>、<u>県教育庁</u>、九州旅客鉄道(株)熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、市町村)</p>
235	<p>2 . 農地及び農業用施設等(県農林水産部)</p> <p>農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施しなけれ</p>	<p>2 . 農地及び農業用施設等(県農林水産部)</p> <p>農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施</p>

236	<p>ばならない場合は、次により行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>しなければならない場合は、次により行うものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 応急工事の実施</u></p> <p><u>応急工事の実施に当たっては、早期の工事完了に向け、状況に応じ、工事計画の見直しや制度の創設等に努める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p><u>6. 学校施設(県教育庁、市町村、県総務部、県健康福祉部)</u></p> <p><u>(1) 公立学校における対策</u></p> <p><u>県教育委員会及び市町村教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。</u></p> <p><u>また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。</u></p> <p><u>ア 被害箇所及び危険箇所の応急処理</u></p> <p><u>被害箇所及び危険箇所は、早急に処理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。</u></p> <p><u>イ 公立学校の相互利用</u></p> <p><u>授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。</u></p> <p><u>ウ 仮設校舎の設置</u></p> <p><u>校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。</u></p>
-----	--	--

	<p>(追加)</p> <p>238 第35節 電力施設応急対策計画(九州電力株式会社熊本支社) (略)</p> <p>1. 電力施設の状況(H27.3月末)</p> <p>熊本支社管内の電力施設は84変電所(953万kVA)、26発電所(203万kW)、送電線(巨長1,776km)及び配電線(巨長21,317km)がある。</p> <p>(略)</p> <p>240 第36節 ガス施設応急対策計画(都市ガス事業者)</p>	<p><u>工 公共施設の利用</u></p> <p><u>被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。</u></p> <p><u>オ 学校施設の復旧</u></p> <p><u>学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。</u></p> <p><u>(2) 私立学校等における対策</u></p> <p><u>私立学校等では、(1)に準じて学校設置者が実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、学校施設の災害復旧に関して、県は、その手続の周知等、必要な支援を行うものとする。</u></p> <p><u>7. その他の公共施設</u></p> <p><u>多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。</u></p> <p>第35節 電力施設応急対策計画(九州電力株式会社熊本支社) (略)</p> <p>1. 電力施設の状況(H29.3月末)</p> <p>熊本支社管内の電力施設は85変電所(978万kVA)、25発電所(203万kW)、送電線(巨長1,780km)及び配電線(巨長21,542km)がある。</p> <p>(略)</p> <p>第36節 ガス施設応急対策計画(都市ガス事業者、<u>民生用LPガス事業者</u>)</p>
--	--	---

<p>災害時に<u>おける</u>ガス施設の応急対策は次の<u>計画によるもの</u>とする。</p> <p><u>1. 実施機関</u> （略）</p> <p><u>2. 保安体制</u> （略）</p> <p><u>3. 災害発生時におけるガス事業者の措置</u></p> <p><u>(1) 非常体制</u> （略）</p> <p><u>(2) 処理体制</u> （略）</p> <p><u>4. ガス事業者と関係機関との連携</u></p> <p><u>(1) 事故発生時には、（中略）</u> 応援を求める。</p> <p><u>(2) ガス事業者と消防機関（中略）</u> 図るものとする。</p> <p><u>(3) 関係の消防機関、警察機関（中略）</u> 図るものとする。</p> <p><u>5. 広報活動</u> （略）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>1. 都市ガス事業者</u></p> <p>災害時に<u>おいて都市ガス事業者が行う</u>ガス施設の応急対策は次の<u>とおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 実施機関</u> （略）</p> <p><u>(2) 保安体制</u> （略）</p> <p><u>(3) 災害発生時におけるガス事業者の措置</u></p> <p><u>ア</u> 非常体制 （略）</p> <p><u>イ</u> 処理体制 （略）</p> <p><u>(4) ガス事業者と関係機関との連携</u></p> <p><u>ア</u> 事故発生時には、（中略） 応援を求める。</p> <p><u>イ</u> ガス事業者と消防機関（中略） 図るものとする。</p> <p><u>ウ</u> 関係の消防機関、警察機関（中略） 図るものとする。</p> <p><u>(5) 広報活動</u> （略）</p> <p><u>2. 民生用LPガス事業者</u></p> <p>災害時に<u>おいて民生用LPガス事業者が行う</u>液化石油ガス施設の<u>応急対策は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、大規模・広域災害においては熊本県LPガス災害等対策本部（以下「対策本部」という。）と現地対策部を設けて熊本県LPガス協会災害緊急支援チーム（以下「チームLPG」という。）等に対応するものとする。</u></p>
---	--

		<p><u>(1) 実施責任機関</u></p> <p><u>商号：一般社団法人熊本県LPガス協会</u></p> <p><u>所在地：熊本市中央区水前寺二丁目18番4号</u></p> <p><u>(2) 連絡体制</u></p> <p><u>ア 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときには、速やかに現地に赴くと同時に消防署及び一般社団法人熊本県LPガス協会（以下「協会」という。）に連絡する。</u></p> <p><u>イ 協会が連絡を受けたときは、県消防保安課、消防機関及び警察に連絡するとともに、協会の各地域ブロックの長（以下「ブロック長」という。）と協議し、事故処理に必要な指示を与えるものとする。</u></p> <p><u>ウ 休日、夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。</u></p> <p><u>(3) 出動体制</u></p> <p><u>ア 販売店は、消費者からガス漏れ等の通報を受けたときは、現地に急行して応急対策に当たるものとする。</u></p> <p><u>イ 特別な事情により、応じられない場合や現場到着に時間を要するときには、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。</u></p> <p><u>ウ 販売店は、事故の状況等により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防署に出動を依頼し、さらに必要とするときは、ブロック長等に応援を要請するなど、LPガスの漏れ等に適切に対応するものとする。</u></p> <p><u>エ ブロック長等は、前項の要請があったときには、必要な指示を</u></p>
--	--	--

		<p><u>行うとともに、直ちに出勤班を編成して対応するものとする。</u></p> <p><u>オ 大規模な事故や災害で、支部等での対応では難しい場合については、ブロック長はチームLPGの派遣の要請を対策本部長（協会長）に行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 出勤条件</u></p> <p><u>ア 出勤に当たっては、通報受理後、可及的速やかに到着するものとし、30分を1つの目処とする。</u></p> <p><u>イ 出勤者は緊急措置に対応できる有資格者が当たることが望ましい。</u></p> <p><u>ウ 出勤者は必ず所定のヘルメットや腕章等を着用し、必要な機材等を携行のうえ事故処理に遺漏がないよう努める。</u></p> <p><u>(5) 事故処理</u></p> <p><u>ア 事故現場における処理は、警察や消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。</u></p> <p><u>イ 設備等の点検を行い、事故原因を究明する。</u></p> <p><u>(6) 関係機関との連携</u></p> <p><u>ア 対策本部長は、事故状況報告に基づいて、県消防保安課、消防機関、警察等と連携し、事故対策についての調整を図るものとする。</u></p> <p><u>イ ブロック長等は、消防機関、警察等との連携を密に行うため、事前に協力体制等について協議しておくものとする。</u></p> <p><u>(7) 報告</u></p> <p><u>ア 販売店は、事故処理完了後速やかに県消防保安課、対策本部等に事故届出書等を提出するものとする。</u></p>
--	--	--

		<p><u>イ</u> <u>ブロック長は、ブロック内での事故等への対応状況を対策本部に報告するものとする。</u></p> <p><u>(8) 周知の方法</u></p> <p><u>対策本部及び販売店は、事故等発生時における消費者等の対応に係る周知文書を作成し、報道機関等を通じて可能な限り広報を行う。</u></p> <p><u>(9) 安全管理</u></p> <p><u>ア</u> <u>販売店等は、事故処理等に当たっては、自己の安全管理に万全の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>イ</u> <u>対策本部長等は、関係者の安全管理に万全の注意を払うよう指導するものとする。</u></p>
--	--	--

頁	現行（平成 29 年 4 月修正）	修正案
244	<p>第37節 石油供給計画（県知事公室）</p> <p>3．緊急車両への燃料供給</p> <p>(1) 中核SSでの燃料供給</p> <p>自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い中核SSにおいては、大規模な災害が発生した場合、県や資源エネルギー庁から熊本県石油商業組合に対する要請に基づき、緊急車両に対する燃料の優先供給が行われる。</p>	<p>第37節 石油供給計画（県知事公室）</p> <p>3．緊急車両への燃料供給</p> <p>(1) 中核SSでの燃料供給</p> <p>自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応能力の高い中核SSにおいては、大規模な災害が発生した場合、県や資源エネルギー庁から熊本県石油商業組合に対する要請に基づき、緊急車両に対する燃料の優先供給が行われる。</p> <p><u>県は、資源エネルギー庁が運用する「災害時情報収集システム」により、県内の中核SSの営業状況を把握し、警察、消防、市町村等緊急車両を有する関係機関に情報提供を行うものとする。</u></p>
245	<p>第38節 阿蘇火山噴火対策計画（県関係各部、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>1．総則</p> <p>阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合、登山者（観光客を含む。以下同じ）、又は地域住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村及び防災関係機関は協力して災害予防、災害応急対策を実施するものとする。</p> <p><u>また、噴火に伴う土砂災害や降灰に対しても、必要な対策を実施するものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>第38節 阿蘇火山噴火対策計画（県関係各部、県土木部、市町村、関係機関）</p> <p>1．総則</p> <p>阿蘇火山が噴火し、又は噴火するおそれがある場合、登山者（観光客を含む。以下同じ。）、又は地域住民の生命、身体、財産を保護するため、県、市町村及び防災関係機関は協力して災害予防、災害応急対策を実施するものとする。</p> <p><u>また、県及び市町村は、国の火山防災対策立案と研究体制の強化のため、関係機関と連携を図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、噴火に伴う土砂災害や降灰に対しても、必要な対策を実施するものとする。</u></p> <p>（略）</p>

247	<p>2. 災害予防対策 (略)</p> <p>(2) 降灰予報 (略)</p>	<p>2. 災害予防対策 (略)</p> <p>(2) 降灰予報 (略)</p>
248	<p>(3) 火山現象に関する情報の種類 (略)</p>	<p>(3) <u>火山ガス予報</u> <u>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。</u></p> <p>(4) 火山現象に関する情報の種類 (略)</p>
250	<p>(4) 噴火予報及び噴火警報文の内容 (略)</p>	<p>(5) 噴火予報及び噴火警報文の内容 (略)</p>
	<p>(5) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報 (略)</p> <p>(6) 噴火予報、噴火警報の伝達 (略)</p>	<p>(6) 噴火予報及び噴火警報の発表及び通報 (略)</p> <p>(7) 噴火予報、噴火警報の伝達 (略)</p>
252	<p>(7) 以上現象発見者の通報義務及び通報先 (略)</p>	<p>(8) 以上現象発見者の通報義務及び通報先 (略)</p>
	<p>(8) 火口現地観測 (略)</p>	<p>(9) 火口現地観測 (略)</p>
	<p>(9) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>	<p>(10) 災害危険予想区域の把握等 (略)</p>
253	<p>(10) 避難施設等の整備 (略)</p>	<p>(11) 避難施設等の整備 (略)</p>
	<p>(11) 避難路、指定緊急避難場所の設定 (略)</p>	<p>(12) 避難路、指定緊急避難場所の設定 (略)</p>
	<p>(12) 防災訓練の実施</p>	<p>(13) 防災訓練の実施</p>

254	<p>(略)</p> <p>(13) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(14) 登山者及び地域住民に対する適切な情報提供</p> <p>関係市町村及び県は、登山者及び地域住民に対して安全確保に必要な最新の火山防災情報を提供するものとする。特に、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p> <p>3 . 災害応急対策</p> <p>2 . 警戒避難</p> <p>(1) 避難の勧告及び指示</p> <p>関係市町村は、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して立退勧告又は指示をするものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(14) 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>(15) 登山者及び地域住民に対する適切な情報提供</p> <p>関係市町村及び県は、登山者及び地域住民に対して安全確保に必要な最新の火山防災情報を提供するものとする。特に、登山者への伝達をより確実にするため、<u>市町村</u>防災行政無線 (<u>戸別受信機を含む。以下この節において同じ。</u>)、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。</p> <p>(16) <u>登山者情報の把握</u></p> <p><u>関係市町村、県及び防災関係機関は、災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行う。</u></p> <p>3 . 災害応急対策</p> <p>2 . 警戒避難</p> <p>(1) 避難の勧告及び指示</p> <p>関係市町村は、火山現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、登山者及び地域住民の生命、身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは避難先を明示して立退勧告又は指示をするものとする。<u>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等、必要に応じて「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</u></p>
-----	--	---

259

エ 関係機関の窓口は次のとおりとする。

(略)

261

(3) 消防活動及び警戒区域の設定

○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」

・スカイネットアジア航空(株)

エ 各関係機関の窓口は次のとおりとする。

区分	機関名(順不同)	所在地
空港設置管理者	1 国土交通省 大飯航空府 熊本空港事務所 総務課	861-2204 上益城郡益城町小谷
	2 防衛省 陸上自衛隊 西部方面航空団(南置原分屯地)	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1812
	3 防衛省 陸上自衛隊 第8師団 西部方面衛生隊	861-8064 熊本市北区八重水2-17-1
	4 財務省 長崎税関 八代税関支署 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	5 法務省 福岡入国管理局 熊本出張所	862-0971 熊本市中区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
	6 厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	7 農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所	812-0851 福岡市博多区大字南木739 園部線
	8 農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所	866-0033 八代市港町139 八代港港湾合同庁舎内
関の行政機関	9 熊本県 知事公室 危機管理防災課	862-8570 熊本中央区水前寺6-18-1
	10 熊本県 医療政策課	862-8570 熊本中央区水前寺6-18-1
	11 熊本県 政策局 危機管理防災総室(消防関係を除く)	860-8601 熊本中央区手塚本町1-1
	12 大津町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1252 菊池郡大津町大津1233
	13 菊池町 総務課(菊池広域連合消防本部を除く)	869-1192 菊池郡菊池町大字久保田2800
	14 益城町 総務課	861-2295 上益城郡益城町大字木山594
	15 西原村 総務課	861-2492 阿蘇郡西原村大字小森3259
	警察機関	16 熊本県警察本部 警備部警備第二課
17 熊本県警察 熊本東警察署		862-8510 熊本東区東町3-10-1
18 熊本市消防部 警防部警防課		862-0971 熊本中央区大江3-1-3
消防機関	19 菊池広域連合消防本部 警防課	869-1102 菊池郡菊池町大字南木7-1
	20 熊本消防防災消防航空センター	869-1104 菊池郡菊池町大字戸次1698
	21 (一財)航空保安協会 熊本第一事務所	861-2204 上益城郡益城町小谷
医師会・医療機関	22 日本赤十字社 熊本支店 事務推進課	861-8039 熊本東区長嶺南2-1-1
	23 (公社)熊本県医師会 業務課	860-0806 熊本中央区花畑町1-13
	24 (一社)熊本県医師会	860-0811 熊本中央区本荘3-3-3
	25 (一社)菊池郡市医師会	861-1331 菊池市隈野764-1
	26 (一社)阿蘇郡市医師会	869-2226 阿蘇市黒川1119
航空運送事業者	27 (一社)上益城郡医師会	861-3207 上益城郡御船町御船986
	28 (一社)熊本県歯科医師会	860-0863 熊本中央区坪井2-4-15
	29 全日本空輸(株) 熊本空港所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	30 日本航空(株) 熊本空港所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	31 (株)ソラシドエア 熊本空港支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷
	32 (株)フジドリームエアラインズ(エスエーエス) 熊本空港支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	33 天華エアライン(株)	863-2114 天華市五和町河原1-2080-5
	34 ジェットスタージャパン(株) 安全保安管理本部	282-0006 浜田市成田国際空港第3ターミナル
	35 チャイナエアライン 熊本営業所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2 園部線
	36 (株)フェイウェイ航空 熊本支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2 園部線
空港内事業者	37 エアソウル(株)熊本支店	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2 園部線
	38 香港航空 南九州支店	869-6404 豊後市津辺町1355-4
	39 (有)碧が瀬学園 翠城大学 航空機操縦訓練本部	869-1104 菊池郡菊池町大字西中尾1569-1
	40 熊本空港ビルディング(株) 危機管理室	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
その他関係機関	41 九州産交ツーリズム(株)	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	42 西鉄エアサービス(株) 熊本空港所	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
	43 熊本空港整備(株)	861-2204 上益城郡益城町大字小谷1802-2
44 九州産交バス(株)	860-0068 熊本西区上代4-13-34	
45 西日本電信電話(株) 熊本支店設備部企画担当	860-0805 熊本中央区桜町3-1	

(3) 消防活動及び警戒区域の設定

○協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」

・(株)ソラシドエア

<p>270</p>	<p>第41節 九州自動車道等災害対策計画（西日本高速道路(株)、九州地方整備局）</p> <p>県内の九州自動車道及び南九州西回り自動車道（以下「高速道路等」という。）における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。</p> <p>1．防災体制</p> <p>西日本高速道路（株）及び九州地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な体制をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2．交通規制</p> <p>県警察及び西日本高速道路（株）及び九州地方整備局は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3．緊急通行車両の取扱い</p> <p>災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路（株）は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4．救急救助体制</p> <p>西日本高速道路（株）及び関係機関は協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第41節 九州自動車道等災害対策計画（西日本高速道路(株)、熊本県道路公社、九州地方整備局）</p> <p>県内の九州自動車道、南九州西回り自動車道及び松島有料道路（以下「高速道路等」という。）における災害を防止し、被害の軽減を図るため、関係機関は次の措置を実施するものとする。</p> <p>1．防災体制</p> <p>西日本高速道路（株）、熊本県道路公社及び九州地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な体制をとるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>2．交通規制</p> <p>県警察、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社及び九州地方整備局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には直ちに交通規制を実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>3．緊急通行車両の取扱い</p> <p>災害の発生等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、災害対策基本法施行令第32条の2に規定する緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、西日本高速道路（株）及び熊本県道路公社は、緊急通行車両の通行確保のため、道路の機能回復について応急の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>4．救急救助体制</p> <p>西日本高速道路（株）及び熊本県道路公社並びに関係機関は協力して適切かつ効率的な人命救護を行うため、救急救助体制を整備充実するものとする。</p> <p>（略）</p>
------------	--	--

272	<p>6．情報連絡体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連絡窓口</p> <p>別紙 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県</td> <td>危機管理防災課</td> <td>096-333-2115 (<u>防災対策班</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	電話番号	熊本県	危機管理防災課	096-333-2115 (<u>防災対策班</u>)	<p>6．情報連絡体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 連絡窓口</p> <p>別紙 1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>連絡窓口</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本県</td> <td>危機管理防災課</td> <td>096-333-2115 (<u>災害対策班</u>)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	連絡窓口	電話番号	熊本県	危機管理防災課	096-333-2115 (<u>災害対策班</u>)
	機関名	連絡窓口	電話番号											
熊本県	危機管理防災課	096-333-2115 (<u>防災対策班</u>)												
機関名	連絡窓口	電話番号												
熊本県	危機管理防災課	096-333-2115 (<u>災害対策班</u>)												
<p>7．広報</p> <p>西日本高速道路(株)は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、ラジオ、テレビ等を通じ住民に広報するものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>7．広報</p> <p>西日本高速道路(株)は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に際し、交通規制等の措置を講じた時はその旨を日本道路交通情報センターに通知するとともに、ラジオ、テレビ等を通じ住民に広報するものとする。</p> <p><u>また、関係機関において、交通規制等の情報のホームページ掲載等により、利用者への情報提供や関係機関相互の情報共有を図るものとする。</u></p> <p><u>第43節 建築物・宅地等応急対策計画(県環境生活部、県土木部、市町村)</u></p> <p><u>大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。</u></p> <p><u>1 被災建築物への対応</u></p> <p><u>(1) 県は、被災建築物の解体撤去工事等において生じる石綿の飛散・ばく露を防止するため、次の対応を行う。</u></p> <p><u>ア 使い捨ての防じんマスク(DS2規格又は同等の規格)を備蓄し、</u></p>													

		<p><u>災害発生時に被災地域の市町村で防じんマスクが不足する場合は、配布するものとする。</u></p> <p><u>マスク配布の際には適切なマスク装着方法についても周知するものとする。なお、追加のマスクが必要となった場合は、国（環境省、厚生労働省）に協力を要請するものとする。</u></p> <p><u>イ 被災市町村及び解体工事・建設業等の業界団体に対して、電動ファン付き呼吸用保護具又は取替え式防じんマスク等の適切な着用、適切な事前調査、撤去、処分の実施等の対策による石綿撤去の解体工事時の石綿飛散ばく露防止の徹底を周知するものとする。</u></p> <p><u>ウ 解体現場の立入検査を行い、関係法令等に基づき、アスベスト含有建材（吹付石綿等レベル1、石綿含有断熱材等のレベル2、その他石綿含有建材レベル3）からの飛散・ばく露の防止対策を実施するよう指導するものとする。鉄骨造、鉄筋コンクリート造建築物については、特に飛散性の高いレベル1、2の建材の有無が適切に調査されているかについて重点的に確認するものとする。</u></p> <p><u>なお、労働基準監督署と適時合同で立入りをを行い、周辺飛散・作業員ばく露の防止の両面からの指導を行うこととし、さらに必要に応じて、アスベスト診断士・建築物石綿含有建材調査者等の専門家が同行することで、立入検査の実効性をより高めるものとする。</u></p> <p><u>エ 被災建築物周辺、避難所周辺、がれきの仮置き場、解体現場等にて大気中のアスベスト濃度調査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(2) 県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備すると</u></p>
--	--	---

		<p><u>ともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</u></p> <p><u>2. 被災宅地への対応</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時には、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手續等について市町村間における情報共有を図るものとする。</u></p>
--	--	---

頁	現行（平成 29 年 4 月修正）	修正案
274	<p>第 4 章 災害復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 災害復旧・復興の基本方向（県関係部局、市町村、関係機関）</p> <p>県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。<u>必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。</u></p> <p>復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。</p>	<p>第 4 章 災害復旧・復興計画</p> <p>第 1 節 災害復旧・復興の基本方向（県関係部局、市町村、関係機関）</p> <p>県及び市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。</p> <p><u>特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。</u></p> <p>復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。</p> <p>また、復旧・復興対策の推進のため、<u>庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。</u></p>
277	<p>第 3 節 農林水産業施設災害復旧計画（県農林水産部、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>1．実施機関</p> <p>農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規</p>	<p>第 3 節 農林水産業施設災害復旧計画（県農林水産部、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>1．実施機関</p> <p>農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施行するものであるが、災害の規</p>

279	<p>模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。</p> <p>2．復旧方針</p> <p>農林水産施設の災害復旧方針は、第1節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。</p> <p>第4節 その他の災害復旧計画</p> <p>1．住宅災害復旧計画</p> <p>(1) 災害公営住宅の整備</p> <p>地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な天然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、<u>市町村等</u>において公営住宅を整備する。</p> <p>(追加)</p>	<p>模が大でしかも高度な技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。</p> <p>2．復旧方針</p> <p>農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められている<u>こと</u>から、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。</p> <p>第4節 その他の災害復旧計画</p> <p>1．住宅災害復旧計画</p> <p>(1) 災害公営住宅の整備</p> <p>地震、暴風雨、洪水、高潮等その他異常な自然現象により滅失した住宅の戸数が、一定の割合に達した場合には、低額所得者の被災者のために国からの補助を受け、<u>市町村</u>において<u>災害公営住宅等</u>を整備する。<u>整備に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した仕様に努めるとともに、家庭動物との同居等についても配慮するものとする。</u></p> <p><u>県は、市町村の災害公営住宅等の整備に当たり、その被災状況に応じ、国及び関係機関と連携の上、整備手法の提案等、必要な支援を行うものとする。</u></p> <p>6．文化財災害復旧計画</p> <p><u>文化財等の災害復旧は、必要に応じ、国庫補助事業及び県単独事</u></p>
-----	--	---

<p>282</p>	<p>第5節 被災農林漁業の経営安定計画（県農林水産部）</p> <p><u>災害復旧及び災害による経営資金の融資措置として、被害農林漁業者等に対しつなぎ融資の手段を講ずるとともに、次のような融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。</u></p> <p><u>1．天災資金</u></p> <p><u>天災融資法の発動に伴い、被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、経営資金などの融資を円滑に行うため、地方公共団体は当該融資機関に対して利子補給及び損失補償を行うことにより、被害農林漁業者等の経営の維持安定を図る。なお、それに要する経費について、国はその一部を補助する。</u></p> <p><u>2．日本政策金融公庫資金</u></p> <p><u>(1) 災害復旧関係資金</u></p> <p><u>農林漁業施設等の災害復旧について被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者等の組織する団体に対し、日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより融資を行う。</u></p> <p><u>(2) 農林漁業セーフティネット資金</u></p> <p><u>被害農林漁業者に対し、経営再建費及び収入減補てん費の融通を行う。</u></p> <p><u>3．融資要領</u></p> <p><u>これら資金の融資要領は資料編のとおりである。</u></p>	<p><u>業として、国、市町村、関係機関及び被災文化財の所有者と連携して、行うものとする。</u></p> <p>第5節 被災農林漁業の経営安定計画（県農林水産部）</p> <p><u>被災した農林漁業者等が、今後の経営に支障を来さないよう、必要な資金を円滑に融通するとともに、災害の状況等により、借り入れた資金の金利負担軽減措置等を講じる。</u></p> <p><u>1．天災害資金</u></p> <p><u>天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の発動を受け、被災した農林漁業者等に対し、経営資金などの融資を円滑に行う。</u></p> <p><u>2．農業近代化資金及び漁業近代化資金</u></p> <p><u>被災した農業者及び漁業者に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金を融資する。</u></p> <p><u>3．日本政策金融公庫資金</u></p> <p><u>被災した農林漁業者等に対し、施設・機械の復旧等に必要な設備資金及び経営の再建等に必要な運転資金を融資する。</u></p> <p><u>4．償還条件の緩和</u></p> <p><u>既存借入金の償還が困難な場合は償還条件の緩和等を行う。</u></p> <p><u>5．災害対策のための金融支援</u></p> <p><u>被害の状況等により、金利や債務保証料の負担軽減等の金融支援を措置する。</u></p> <p><u>6．その他</u></p> <p><u>1から5の支援は、国、県、市町村、融資機関及び関係機関が連携して実施する。</u></p> <p><u>なお、2、3、4の概要は、資料編のとおりである。</u></p>
------------	--	---

283	<p>第6節 被災中小企業振興計画</p> <p>4. その他</p> <p>県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図<u>っている</u>。</p> <p>なお、政府系金融機関の融資要領は資料編のとおりである。</p> <p>また、金融支援の他、被災状況を鑑み、必要な支援措置について国や関係機関と連携して取り組む。</p>	<p>第6節 被災中小企業振興計画</p> <p>4. その他</p> <p>県は、上記措置の他にも種々の融資制度を設け被災中小企業者の利便を図る。</p> <p>なお、政府系金融機関の融資要領は資料編のとおりである。</p> <p>また、金融支援の他、被災状況を鑑み、<u>各種制度の活用や相談会の実施、被災企業の人材や受注機会の確保、商品力強化、国内外への情報発信等</u>、必要な支援措置について国や関係機関と連携して取り組む。</p>
284	<p>第7節 被災者自立支援対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等</p> <p>市町村は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。</p> <p>県は、市町村が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築など、市町村に対する支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 被災者に対する生活相談</p> <p>県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口において相談支援を<u>行う</u>とともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 被災者自立支援対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1. 被災者に対する生活支援等</p> <p>市町村は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとする。</p> <p>県は、市町村が行う被災者支援が効果的に実施されるよう、情報提供や市町村間の連携構築、<u>地域の支援者や民間事業者等との連携による見守り体制の構築</u>など、市町村に対する支援を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2. 被災者に対する生活相談</p> <p>県は、被災者の生活相談に対応するため、手引書を作成の上、必要に応じて、生活困窮者自立相談支援窓口における相談支援を<u>強化する</u>とともに、ケースワーカー等の専門相談員を被災地に派遣し、各種福祉相談に応じて、被災者の自立安定を図るものとする。</p> <p>(略)</p>

3. 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、県及び市町村は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

(追加)

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、

3. 罹災証明書の交付

(1) 早期交付のための体制確立

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

なお、被害の調査等に当たっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」を参考とするものとする。

また、県及び市町村は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

〔他の建物調査との違い〕

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度等を判定し結果を表示	住家に係る罹災証明書の交付
実施主体	市町村（県等が支援）	市町村、県	市町村
調査員	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	被災宅地危険度判定士（認定登録者）	主に行政職員（罹災証明書交付は行政職員のみ）
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し二次災害を軽減・防止	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊・大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	罹災証明書に判定結果を記載

(2) 交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、

<p>285</p>	<p>市町村毎の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>7. 義援金・救援物資募集配分計画</p> <p>(3) 義援金・救援物資の保管及び分配</p> <p>義援金の取^リ扱い</p> <p><u>県は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入れ取扱いを決定し、ホームページやパブリシティによる情報発信を行うものとする。</u></p> <p><u>また、企業又は団体等からの救援物資について、随時、市町村からの要請とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。</u></p> <p>なお、配分方法については、義援金配分委員会（災害の状況等によって、その都度関係部長等をもって設置する。）においてこれを決定するものとする。</p> <p>救援物資の取^リ扱い</p> <p>（追加）</p> <p>個人又は会社、団体等から知事に送付された被災者に対する義え</p>	<p>市町村毎の進捗状況を把握するとともに、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、<u>他の地方公共団体や民間団体の応援を要請し、被災市町村と応援職員が合同で事務を実施できる体制構築に努めるなど</u>当該市町村に対し必要な支援を行う。</p> <p>7. 義援金・救援物資募集配分計画</p> <p>(3) 義援金・救援物資の保管及び分配</p> <p>義援金の取扱い</p> <p><u>県は、個人又は会社、団体等から知事に送付された被災者に対する義援金は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、県歳入歳出外現金として厳重に保管するとともに、義援金受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村長を通じて、被災者に配分するものとする。</u></p> <p>なお、配分方法については、義援金配分委員会（災害の状況等によって、その都度関係部長等をもって設置する。）においてこれを決定するものとする。</p> <p>救援物資の取扱い</p> <p><u>県は、小口・混載の物資は原則受け入れないなど、救援物資の受入れに係る取扱いを決定し、ホームページやパブリシティによる情報発信を行うものとする。</u></p> <p><u>また、企業又は団体等からの救援物資について、随時、市町村からの要請とのマッチングを行い、当該物資を必要とする被災者に速やかに届けられるよう必要な調整を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、個人又は会社、団体等から知事に送付された被災者に対す</u></p>
------------	--	--

	<p><u>ん</u>物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、<u>義えん</u>物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村を通じて、被災者に配分するものとする。</p>	<p>る<u>救援</u>物資は、本庁又は出先機関においてこれを受領し、厳重に保管するとともに、<u>救援</u>物資受付整理簿（様式は別途定める。）を整備して、速やかに関係市町村を通じて、被災者に配分するものとする。</p>
288	<p>第9節 復興計画（県関係部局、市町村、関係機関）</p> <p>大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。</p> <p>（略）</p>	<p>第9節 復興計画（県関係部局、市町村、関係機関）</p> <p>大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、<u>地域住民等の合意形成や関係機関の諸事業の調整を図りながら</u>、計画的に復興を進めるものとする。</p> <p>（略）</p>
319	<p>熊本県原子力災害対策計画</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第5節 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる<u>緊急原子力災害医療チーム等</u>の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。</p>	<p>熊本県原子力災害対策計画</p> <p>第3章 災害予防計画</p> <p>第5節 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる<u>緊急原子力災害医療派遣チーム等</u>の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。</p>
322	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第6節 健康相談及び医療の実施（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等の</p>	<p>第4章 災害応急対策計画</p> <p>第6節 健康相談及び医療の実施（県健康福祉部、市町村、関係機関）</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等の</p>

スタッフからなる <u>緊急原子力災害医療チーム等</u> の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。	スタッフからなる <u>緊急原子力災害医療派遣チーム等</u> の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。
--	--

2. 救助の種類及び実施方法

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
避難所の設置	市町村長	(1)避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に限るものとする。	<p>(1)避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用するものとする。これらが無い場合、又はこれらで充足できない場合はその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。</p> <p>(2)高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を収容する場合には福祉避難所を設置できる。</p> <p>(3)避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。</p> <p>(4)避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。 避難所開設の日時及び場所 箇所数及び収容人員 開設予定期間</p> <p><u>(5)要配慮者に対して旅館・ホテルなど宿泊施設の借上げを実施し、供与することができる。</u></p>	原則として最大限7日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
応急仮設住宅の <u>供与</u>	市町村長	(1)住家が全焼、全壊、又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。 (2)入居の単位は、り災者1世帯1戸とする。	<p><u>建設型仮設住宅</u></p> (1)設置場所は、県又は市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難しい場合は、 <u>民有地を利用することが可能なものとする。</u> (2) <u>建設型</u> 仮設住宅の <u>1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、構造は、1戸建、長屋建若しくはアパート式のいずれかとする。</u> (3) <u>建設型</u> 仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、 <u>50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。</u> (4)高齢者、障がい者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。 (5) <u>建設型</u> 仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする。	災害発生の日から20日以内着工。 <u>供与期間は、当該工事が完了した日から2箇年以内とする。</u>
			<p><u>借上型仮設住宅</u></p> (1) <u>借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準じる。</u>	<u>災害発災の日から速やかに借上げて提供供与。期間は、建設型仮設住宅と同様とする。</u>

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
			<u>(2)費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。</u>	
被災した住宅の応急修理	市町村長	(1)災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者。	居室、炊事場、トイレ等、日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理とすること。	工事完了期間は、災害発生の日から1ヶ月以内
炊き出しその他による食品の給与	市町村長	(1)避難所に收容された者であること。 (2)住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。 (3)その他給与が必要であると認められた者であること。	(1)通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。 (2)副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	市町村長	(1)災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。(飲料水及び炊事のための水であること)	(1)水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。	原則として災害発生の日から7日間とする。

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
被服、寝具、 その他生活 必需品の給 与又は貸与	市町村長	(1)災害により住家に被害(全 焼、全壊、流失、半焼、半壊 及び床上浸水)を受けた者で あること。 (2)被服・寝具・その他生活上 必要な最小限度の家財をそう 失した者であること。 (3)被服・寝具、その他生活必 需物資がないため、日常生活 を営むことが困難な者である こと。	被災者の実情に応じ 1.被服、寝具及び身廻品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	災害発生の 日から10日 以内
医 療	市町村長	(1)医療を必要とする状態にも かかわらず、災害のため医療 の方途を失った者とする。 (応急的処置)	(1)原則として救護班によって 行うものとする。 (2)救護班では医療が実施でき ない程度の重傷者及び救護 班の到着を待つことができ ない緊急患者については、 一般診療機関への入院又は 通院も止むを得ない。 (3)本県の救護班は、法第16 条により日本赤十字社熊本 県支部と契約している。	災害発生の 日から14日 以内
助 産	市町村長	(1)災害のため助産の方途を失 った者(死産、流産を含む) であること。	(1)救護班によって行われるこ とが望ましいが助産師によ ることもできるものとし る。 (2)救護班及び助産師のほか、 助産所又は一般医療機関 で行っても差し支えない。	分べんした 日から7日 以内
被災者の救 出	市町村長	(1)災害のため、現に生命、身 体が危険な状態にある者 (2)災害のため、生死不明の状 態にある者で、諸般の情勢 から判断して、生存してい ると推定される者。	(1)生命の保全を第一義とし、 災害の状況に応じて最も 適確かつ迅速に実施でき る方法とする。	災害発生の 日から3日 以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
死体の捜索	市町村長	<p>(1)行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者イ、行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 ロ、災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。 ハ、行方不明になった者が重度の身体障害者又は重病人であった場合 ニ、災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合</p>	(1)警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行うものとする。	原則として災害発生日から10日以内
埋葬	市町村長	(1)災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。	(1)埋葬は応急仮葬である。 (2)救助の実施機関が現物給付することを原則とする。	原則として災害発生日から10日以内
死体の処理	市町村長	<p>(1)災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。 (2)通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。</p>	<p>(1)救助の実施機関が現物給付として行うものであること。 (2)刑事訴訟法及び死体取扱規則等の法令規定に基づいて実施すること。</p>	原則として災害発生日から10日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
学用品の給与	市町村長	(1)住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は、床上浸水により、学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の児童・生徒	学用品の品目 1.教科書及び教材 2.文房具 3.通学用品	原則として教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内 文房具・通学用品については15日以内
障害物の除去	市町村長	(1)当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2)日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。 (3)自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。 (4)住家は、半壊又は床上浸水したものであること。	(1)賃金職員又は技術者を動員して除去を実施する。	原則として災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送及び賃金職員	上記の救助種目の実施責任者	1.被災者の避難 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の捜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分	(1)輸送業者との契約によるもの (2)輸送業者以外のもの (3)官公署及び公共の団体によるもの	救助種目毎の実施期間

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。